中央広域環境施設組合

新ごみ処理施設整備・運営事業

要求水準書（整備編）

令和4年10月

中央広域環境施設組合

目次

[第1章 総則 1](#_Toc115962219)

[第1節 計画概要 1](#_Toc115962220)

[1. 一般概要 1](#_Toc115962221)

[2. 事業名称 1](#_Toc115962222)

[3. 施設概要 2](#_Toc115962223)

[4. 全体計画 2](#_Toc115962224)

[5. 立地条件 3](#_Toc115962225)

[6. 設計・建設期間 4](#_Toc115962226)

[第2節 計画主要目 4](#_Toc115962227)

[1. 処理能力と計画ごみ質 4](#_Toc115962228)

[2. 主要設備 6](#_Toc115962229)

[3. 搬出入車両 7](#_Toc115962230)

[4. 稼働時間 7](#_Toc115962231)

[5. 処理条件 7](#_Toc115962232)

[6. 公害防止基準 8](#_Toc115962233)

[7. 環境保全 9](#_Toc115962234)

[8. 運転管理 10](#_Toc115962235)

[9. 安全衛生管理 10](#_Toc115962236)

[第3節 施設機能の担保 10](#_Toc115962237)

[1. 適用範囲 10](#_Toc115962238)

[2. 疑義 11](#_Toc115962239)

[3. 変更 11](#_Toc115962240)

[4. 性能と規模 11](#_Toc115962241)

[第4節 材料及び機器 11](#_Toc115962242)

[1. 使用材料規格 11](#_Toc115962243)

[2. 使用材質 12](#_Toc115962244)

[3. 使用材料及び機器の統一 12](#_Toc115962245)

[第5節 試運転及び指導期間 12](#_Toc115962246)

[1. 試運転 12](#_Toc115962247)

[2. 運転指導 13](#_Toc115962248)

[3. 試運転及び運転指導に関わる費用 13](#_Toc115962249)

[第6節 性能保証 14](#_Toc115962250)

[1. 引渡性能確認試験 14](#_Toc115962251)

[2. 保証事項 15](#_Toc115962252)

[第7節 保証期間 18](#_Toc115962253)

[1. 契約不適合責任 18](#_Toc115962254)

[第8節 工事範囲 19](#_Toc115962255)

[1. 土木建築工事 19](#_Toc115962256)

[2. 機械設備工事（材料費・労務費） 19](#_Toc115962257)

[3. 間接工事 19](#_Toc115962258)

[第9節 提出図書 19](#_Toc115962259)

[1. 実施設計図書 19](#_Toc115962260)

[2. 施工承認申請図書 22](#_Toc115962261)

[3. 関係官庁届出書 23](#_Toc115962262)

[4. 交付金申請図書 23](#_Toc115962263)

[5. 工事関連図書 23](#_Toc115962264)

[6. 完成図書 24](#_Toc115962265)

[第10節 検査及び試験 24](#_Toc115962266)

[1. 立会検査及び試験 24](#_Toc115962267)

[2. 検査及び試験方法 24](#_Toc115962268)

[3. 検査及び試験の省略 25](#_Toc115962269)

[4. 竣工検査 25](#_Toc115962270)

[5. 経費の負担 25](#_Toc115962271)

[6. 機器の工事立会検査 25](#_Toc115962272)

[第11節 引渡し 25](#_Toc115962273)

[第12節 その他 25](#_Toc115962274)

[1. 関係法令等の遵守 25](#_Toc115962275)

[2. 許認可申請 28](#_Toc115962276)

[3. 施工 28](#_Toc115962277)

[4. 地域への貢献 30](#_Toc115962278)

[第2章 機械設備工事仕様 31](#_Toc115962279)

[第1節 各設備共通仕様 31](#_Toc115962280)

[1. 動線・歩廊・階段等 31](#_Toc115962281)

[2. 機器 31](#_Toc115962282)

[3. 塗装 32](#_Toc115962283)

[4. 配管 32](#_Toc115962284)

[5. 地震対策 32](#_Toc115962285)

[6. その他 32](#_Toc115962286)

[第2節 受入・供給設備 33](#_Toc115962287)

[1. トラックスケール 33](#_Toc115962288)

[2. 可燃ごみ受入口（土木建築工事に含む） 33](#_Toc115962289)

[3. 受入ヤード（土木建築工事に含む） 33](#_Toc115962290)

[4. 前処理破砕機 34](#_Toc115962291)

[5. 破砕物コンベヤ 34](#_Toc115962292)

[6. 混合機 35](#_Toc115962293)

[7. 混合破砕物コンベヤ 35](#_Toc115962294)

[第3節 脱水・乾燥設備（好気性発酵処理設備） 35](#_Toc115962295)

[1. 好気性発酵乾燥棟（土木建築工事に含む） 35](#_Toc115962296)

[2. 好気性発酵乾燥処理水槽（土木建築工事に含む） 36](#_Toc115962297)

[3. 好気性発酵処理設備 36](#_Toc115962298)

[第4節 選別・分級設備 37](#_Toc115962299)

[1. コンプレッサーNo.1 37](#_Toc115962300)

[2. コンプレッサーNo.2 37](#_Toc115962301)

[3. 処理物投入コンベヤ 37](#_Toc115962302)

[4. 三種選別機 38](#_Toc115962303)

[5. 重量物コンベヤ 38](#_Toc115962304)

[6. 重量物磁選機 39](#_Toc115962305)

[7. 手選別コンベヤ 39](#_Toc115962306)

[8. 軽量物コンベヤ 40](#_Toc115962307)

[9. 塩ビ選別機 40](#_Toc115962308)

[10. 塩ビコンベヤ 41](#_Toc115962309)

[11. 非塩ビコンベヤ 41](#_Toc115962310)

[12. 細粒物コンベヤ 42](#_Toc115962311)

[13. 振動篩機 42](#_Toc115962312)

[14. 圧縮梱包機 42](#_Toc115962313)

[15. 構造材保管ヤード 43](#_Toc115962314)

[16. 混合破砕物ヤード（土木建築工事に含む） 43](#_Toc115962315)

[第5節 搬出設備（固形燃料成形設備） 43](#_Toc115962316)

[1. 固形燃料破砕機 43](#_Toc115962317)

[2. 固形燃料破砕物コンベヤ 44](#_Toc115962318)

[3. 固形燃料磁選機 44](#_Toc115962319)

[4. 固形燃料定量供給機 44](#_Toc115962320)

[5. 固形燃料成形機 45](#_Toc115962321)

[6. 固形燃料製品コンベヤ 45](#_Toc115962322)

[7. 固形燃料製品ヤード 46](#_Toc115962323)

[第6節 換気、除塵、脱臭設備 46](#_Toc115962324)

[1. バグフィルター 46](#_Toc115962325)

[2. 集塵ファン 46](#_Toc115962326)

[3. 好気性発酵処理設備脱臭ダクト 47](#_Toc115962327)

[4. 集塵ダクト 47](#_Toc115962328)

[5. 湿式集塵機 47](#_Toc115962329)

[6. 生物脱臭処理設備（土木建築工事に含む） 47](#_Toc115962330)

[第7節 付帯設備 48](#_Toc115962331)

[1. 水中ポンプ 48](#_Toc115962332)

[2. 高圧温水洗浄機 48](#_Toc115962333)

[3. 高圧水ポンプ 49](#_Toc115962334)

[4. キュービクル 49](#_Toc115962335)

[5. 前・後処理設備制御盤 49](#_Toc115962336)

[6. 固形燃料成形設備制御盤 49](#_Toc115962337)

[7. 非常用電源用発電機 50](#_Toc115962338)

[第8節 雑設備 50](#_Toc115962339)

[1. 作業用重機及び運搬車両 50](#_Toc115962340)

[第3章 土木建築工事仕様 51](#_Toc115962341)

[第1節 計画基本事項 51](#_Toc115962342)

[1. 計画概要 51](#_Toc115962343)

[2. 施設配置計画 52](#_Toc115962344)

[第2節 建築工事 52](#_Toc115962345)

[1. 全体計画 52](#_Toc115962346)

[2. 構造計画 53](#_Toc115962347)

[3. 仕上計画 54](#_Toc115962348)

[4. 建築仕様 55](#_Toc115962349)

[第3節 外構工事 56](#_Toc115962350)

[1. 外構工事 56](#_Toc115962351)

[2. 工事仕様 56](#_Toc115962352)

[第4節 建築機械設備工事 57](#_Toc115962353)

[1. 空気調和設備工事 58](#_Toc115962354)

[2. 換気設備工事 58](#_Toc115962355)

[3. 給排水衛生設備工事 58](#_Toc115962356)

[4. 消火設備工事 58](#_Toc115962357)

[5. 給湯設備工事 58](#_Toc115962358)

[第5節 建築電気設備工事 59](#_Toc115962359)

[1. 動力設備工事 59](#_Toc115962360)

[2. 照明コンセント設備工事 59](#_Toc115962361)

[3. その他工事 59](#_Toc115962362)

# 総則

　「中央広域環境施設組合新ごみ処理施設整備・運営事業　要求水準書（整備編）」（以下、「本要求水準書」という。）は、中央広域環境施設組合（以下、「本組合」という。）が計画する新ごみ処理施設整備・運営事業（以下、「本事業」という。）に適用し、本組合が要求する基本的な水準を示すものである。また、本要求水準書に記載がない事項で本業務の遂行上、当然必要な業務については、建設事業者の責任において実施すること。

## 計画概要

### 一般概要

　本組合は、循環型社会の形成に寄与するため、エネルギー起源二酸化炭素の排出を抑制できるごみ燃料化施設（好気性発酵乾燥方式）を次期ごみ処理方式に選定した。阿波市、板野町及び上板町（以下、「構成市町」という。）から排出される一般廃棄物から固形燃料を成形し、化石燃料の代替燃料として利用することで地球温暖化防止に貢献し、また、安全かつ安定した施設の稼働を実現し、経済性と効率性に優れた新ごみ処理施設（以下、「新施設」という。）の整備及び運営を行う。

　また、本事業においては、本組合が新施設の整備及び運営を民間事業者に一括で長期的に委託することで民間事業者の創意工夫を活かし、本事業における本組合の財政負担の縮減及び公共サービスの水準の向上を図ることを目的とする。

　一般廃棄物処理施設として整備する新施設は、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」等を遵守する必要があるとともに、最良なものを完備し、悪臭等の公害防止に留意し、事故防止及び作業環境の万全を期することを求めるものとする。

### 事業名称

　中央広域環境施設組合新ごみ処理施設整備・運営事業

### 施設概要

| 項目 |  | 内容 |
| --- | --- | --- |
| 名称 | ： | （仮称）新ごみ処理施設 |
| 建設予定地 | ： | 徳島県阿波市阿波町東長峰255番　外 |
| 敷地面積 | ： | 事業区域　25,183m2  　うち、建設予定面積　　　18,265m2  　うち、緑地（自然林）等　 6,918m2 |
| 処理方式 | ： | ごみ燃料化施設（好気性発酵乾燥方式）  ※衛生化工程・安定化工程・冷却工程があり、好気性環境下で微生物の発酵作用により水分を蒸発し、廃棄物を乾燥させ、その後、選別等行い固形燃料を成形する。 |
| 年間処理量 | ： | 15,394t/年 |
| 日平均受入量 | ： | 42.18t/日 |
| 日最大受入量 | ： | 175.51t/日 |
| 処理対象廃棄物 | ： | 生活系一般廃棄物及び事業系一般廃棄物［可燃ごみ］ |

### 全体計画

1. 全体計画
2. 悪臭、騒音及び振動の除去対策などの公害防止に十分配慮し、周辺環境にも十分配慮した設備機器とすること。また、省エネや温室効果ガス削減対策を考慮した設備機器とすること。
3. 高い安全性、信頼性及び十分な耐久性を有する設備機器とすること。
4. 新施設の運転及び維持管理において、費用の削減が図られる設備とすること。
5. 労働安全性を十分考慮した設備とすること。
6. 災害時及び緊急時における作業体制や対応を十分考慮した設備とすること。
7. 工事計画
8. 工事中の車両動線は、工事関係車両、廃棄物搬出入車両及び一般車両等の円滑な工事が図られるものとすること。
9. 建設に際しては、災害対策に万全を期し、周辺環境への悪臭、騒音、振動及び汚水等の公害防止にも十分配慮すること。
10. 配置計画
11. 施設の機能性を考慮し、配置計画を行うこと。
12. 計量、管理、処理、洗車及び補修等が円滑に行え、かつ、新施設へ出入りする人的動線の安全が確保できること。

### 立地条件

1. 地質・土質等
2. 地形・土質：讃岐山脈より流下した土砂が堆積して形成された中位段丘に位置し、堆積岩を起源とする砂岩礫が主体で、風化砂岩が混入している。
3. 気象条件（徳島県穴吹観測所2017～2021年データ）
4. 気温：

表 1　徳島県穴吹観測所　気温

|  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 気温 | | 2017年 | 2018年 | 2019年 | 2020年 | 2021年 |
|  | 平均 | 14.9℃ | 15.3℃ | 15.6℃ | 15.6℃ | 15.5℃ |
|  | 最高 | 36.6℃ | 37.7℃ | 35.0℃ | 38.4℃ | 35.7℃ |
|  | 最低 | -2.4℃ | -4.5℃ | -2.5℃ | -2.3℃ | -6.3℃ |

1. 降水量：

表 2　徳島県穴吹観測所　降水量

|  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 降水量 | | 2017年 | 2018年 | 2019年 | 2020年 | 2021年 |
|  | 最大 | 214.5mm | 189.0mm | 144.5mm | 87.0mm | 53.5mm |
|  | 年間合計 | 1553.0mm | 1887.5mm | 1428.0mm | 1409.0mm | 1202.0mm |

1. 都市計画事項
2. 用途地域：無指定
3. 防火地区：無指定
4. 高度地区：無指定
5. 建蔽率：無指定
6. 容積率：無指定
7. 搬入道路

　市道阿讃山麓線：幅員［7.6m］

1. 敷地周辺設備
2. 電気

　受電電圧は、高圧受電6.6kV、3相60Hzとする。新施設では太陽光発電設備を設置し、発電電力を場内利用または売電し、活用する。

1. 用水

　上水及びプラント排水処理水を組み合わせて利用する。上水については、計画地まで引込工事を行うものとする。計画地への引込工事は、阿波市業務課との協議により行う。

1. 排水

　場内で発生した排水のうち、プラント排水は、場内で再利用し、調整池を含めた公共用水域への排水は行わない。洗車排水は、適切な処理後、調整池へ接続し、長光寺谷川へ放流する。雨水は、調整池へ接続し、長光寺谷川へ放流する。生活雑排水は、合併処理浄化槽により処理後、調整池へ接続し、長光寺谷川へ放流する。

1. 電話

　2回線引き込みとする。

1. インターネット

　インターネット回線設備を新たに敷設する。

### 設計・建設期間

　事業契約締結日から令和7年7月31日まで

## 計画主要目

　新施設は、一般廃棄物を破砕し、発酵物及び通気促進のために用いる木質材料と混合する前処理場、発酵・乾燥させるための好気性発酵処理設備、異物を除去し固形燃料を選別して取り出すための後処理設備、固形燃料を成形する固形燃料成形設備、好気性発酵処理設備及び工場棟の臭気を脱臭し大気放出する脱臭設備からなる。

### 処理能力と計画ごみ質

1. 計画処理量

　年間処理量：15,394t/年

　家庭系一般廃棄物：可燃ごみ［10,920t/年］

　事業系一般廃棄物：可燃ごみ［ 4,474t/年］

1. 処理能力

　年間処理日数：365日（24時間運転）

　施設全体の1日当たりの最大処理能力：約43t/日

1. 計画ごみ質

表 3　計画ごみ質



### 主要設備

　図1に示す好気性発酵乾燥方式の処理フローを参考にすること。なお、これに関わらず、積極的な提案を求めるものである。



図 1　好気性発酵乾燥方式の処理フロー（参考）

1. 受入・供給設備：受入貯留ヤード

　トラックスケールによる計量後、受入貯留ヤードへ積み下ろしを行い、ショベルローダーにより、破砕機等前処理設備に投入する。

1. 脱水・乾燥設備：好気性発酵処理設備
2. 選別・分級設備：コンベヤ類、磁選機、その他選別機
3. 搬出設備：固形燃料成形設備
4. 換気、除塵、脱臭設備：集塵機、脱臭設備
5. 付帯設備：電装、受電設備

### 搬出入車両

1. 搬入車両（積載量）

　収集車両：パッカー車（2~4t）

　最大積載量：3,250kg（参考：現在の最大値）

　長さ・幅・高さ：676cm・221cm・262cm（参考：現在の最大値）

　その他備品等搬入車両（想定）：

　　タンクローリー車（2~4t）、バキューム車（10t）、ダンプ車（2~4t）

1. 搬出車両（積載量）：提案者の提案内容に含めること。

　固形燃料搬出車両（想定）：トレーラー（20t）

　処理不適物搬出車両（想定）：コンテナ脱着車（10t）

### 稼働時間

　1日24時間運転（好気性発酵処理設備）

　ただし、作業時間は午前8時から午後5時までとし、非常時（設備故障時や整備時）などの場合には、残業して操業することを認める。

### 処理条件

　固形燃料の品質基準は、次のとおりとする。

1. 基本方針
2. 固形燃料の成形性が保てる範囲で乾燥していること。
3. 塩ビ選別が行われていること。
4. 金属、ガラス等の固形燃料不適物の混入がないこと。
5. 出荷時に悪臭のないこと。
6. 固形燃料を最終製品化すること。
7. 規格

　固形燃料の出荷先確保は民間事業者の所掌範囲とし、提案時に出荷先の受入基準を示すこと。また、その受入基準を満たすことができるように本要求水準書に記載のない設備等でも必要に応じて整備すること。

### 公害防止基準

　次に示す公害防止基準値を遵守すること。

1. 排水基準

表 4　排水基準（洗車排水）



表 5　排水基準（生活雑排水）



1. 悪臭基準

表 6　悪臭基準



1. 騒音基準

表 7　騒音基準



1. 振動基準

表 8　振動基準



### 環境保全

　公害関連法令及びその他の法令に適合し、これらを遵守し得る構造、設備とすること。

1. 排水対策

　プラント排水は、新施設内で再利用すること。洗車排水は、適切な処理後、調整池を経由して放流すること。

1. 粉塵対策

　粉塵が発生する箇所や機器設備には、十分な能力を有するバグフィルター、集塵装置や散水設備等を設けるなど、必要な対策を講じること。

1. 悪臭対策

　悪臭の発生する箇所には、必要な対策を講じるものとすること。

　プラットホームの出入口（搬入車両部）に二重扉等を設置し、また、施設内を負圧に保ち、施設内部の臭気が外部に漏れないように対策を講じること。

1. 騒音対策

　騒音が発生する機器設備には、低騒音型の機種を選定し、必要に応じて防音構造の室内に収納し、騒音が外部に漏れないようにすること。また、排風機やブロワーなどの設備には、消音器を取り付けるなど、必要に応じた対策を施した構造とすること。可能な限り、敷地境界線までの距離をとり、距離による騒音の減衰を図ること。

1. 振動対策

　振動が発生する機器設備には、低振動型の機種を選定し、振動の伝播を防止するための装置を設けるなど、必要に応じた対策を講じること。

### 運転管理

1. 施設の運転は、可能な限り自動化を図ること。
2. 誤操作防止のため、「設備あるいは機器が故障あるいは損傷した場合、安全側に作動する考え方」及び「人間が誤操作した場合、機械が安全側に作動する考え方」の原理を適用すること。
3. 運転は、可能な限り最小の人員でできるよう設計すること。
4. 計器類は、見やすい位置と角度で設置し、可能な限りSI単位系とする。

### 安全衛生管理

　建築工事中は、建築工事車両、建設重機、建設資材、建設工事作業者及び工事区域が狭い敷地内に混在することになるため、建設工事関係者及び発注者等に対して十分な安全を確保すること。

　施設稼働中は、法令規則に基づいて粉塵、臭気、騒音及び振動について十分考慮すること。

1. 安全対策

　装置の配置、建設及び据付は全て労働安全衛生法及び規則の定めるところによるとともに、運転、作業及び保守点検に必要な歩廊、階段、手摺及び防護柵等を完備すること。

1. 防火対策

　消防関連法令及び消防署の指導に従い、火災対策設備を設置する。また、火災発生のおそれがある箇所には、消火器を設置すること。

1. 停電時対策

　停電時における施設の安全性を十分考慮すること。

## 施設機能の担保

### 適用範囲

　本要求水準書は、新施設の基本的な内容について定めるものであり、本要求水準書及び提出される設計図書に明記されていない事項であっても、施設の目的達成のために必要な施設または工事の性質上、当然必要と思われるものについては、記載の有無にかかわらず、建設事業者の責任において全て完備すること。

### 疑義

　建設事業者は、本要求水準書に疑義がある場合には、本組合に照会し、本組合の指示に従い、その内容を十分理解すること。また、工事施工中に疑義が生じた場合には、その都度、書面にて本組合と協議し、その指示に従うとともに、記録を提出すること。

### 変更

1. 提出済みの提案図書については、原則として変更は認めないものとする。ただし、本組合の指示により変更する場合はこの限りではない。
2. 実施設計に先立ち、契約設計図書を提出すること。なお、提案図書に変更がない場合は、提案図書を契約設計図書とすることができる。
3. 実施設計期間中、契約設計図書の中に本要求水準書に適合しない箇所が発見された場合及び新施設の機能を全うすることができない箇所が発見された場合は、本組合の承諾を得た上で契約設計図書に対する改善変更を建設事業者の責任において行うものとする。
4. 実施設計は、原則として本組合により承諾された契約設計図書によるものとする。契約設計図書に対して部分的な変更を必要とする場合は、施設の機能及び運営上の内容が同等以上の場合において、本組合の指示及び承諾を得て変更することができる。
5. 実施設計完了後、設計図書中に本要求水準書に適合しない箇所が発見された場合には、建設事業者の責任において設計図書に対する改善・変更を行うものとする。
6. その他、新施設の建設にあたり、変更の必要が生じた場合は、本組合の定める契約条項によるものとする。

### 性能と規模

　新施設に採用する設備、装置及び機器類は、新施設の目的達成のために必要な能力と規模を有し、かつ、管理的経費の節減を十分に考慮したものでなければならない。

## 材料及び機器

### 使用材料規格

　使用材料及び機器は、耐食性・耐摩耗性を十分考慮し、強靱で優れた材料を使用するとともに、それぞれの用途に適合する欠点のない製品で、かつ、全て新品とし、日本工業規格（JIS）、電気学会電気規格調査会標準規格（JEC）、日本電機工業会標準規格（JEM）、空気調和・衛生工学規格（HASS）等の規格が定められているものは、これらの規格品またはこれを上回る材料・機器を使用しなければならない。なお、本組合が指示した場合は、使用材料及び機器等の立会検査を行うものとする。

　ただし、海外調達材料及び機器等を使用する場合は、下記を原則として事前に本組合の承諾を受けるものとする。

1. 本要求水準書で要求している機能（性能・耐用度を含む）を確実に満足できること。
2. JIS等の国内の諸基準や諸法令に適合する材料や機器等であること。ただし、ISOやその他国外の規格証明等をもって、本要求水準書で要求する機能を満足することを証明することができる場合は、その限りではない。
3. 検査立会を要する材料及び機器等については、原則として本組合が承諾した検査要領書に基づく検査が国内において実施できること。ただし、輸入機器等については、国外の検査証明等をもって、本要求水準書で要求する機能を満足することを証明することができる場合は、その限りではない。
4. 竣工後の維持管理における材料・機器等の調達については、速やかに調達できる体制を継続的に有すること。

### 使用材質

　特に高温部に使用される材料は耐熱性に優れたものを使用し、また、酸・アルカリ等腐食性のある条件下で使用される材料については、それぞれ耐酸・耐アルカリ性を考慮した材料を使用すること。

### 使用材料及び機器の統一

　使用する材料及び機器は、過去の実績や公的機関の試験成績等を十分検討の上、選定すること。

## 試運転及び指導期間

### 試運転

1. 据付工事完了後、工期内に試運転を行うこと。試運転の期間は、空運転、負荷運転及び性能確認試験を含め90日以上とする。
2. 試運転は、建設事業者が本組合とあらかじめ協議の上、試運転の方法、工程、公害防止対策を含む施設性能確認方法及び固形燃料の品質確認方法等を記載した試運転計画書を作成し、これに基づき建設事業者が行うものとする。
3. 試運転計画書は、本組合と事前協議を行い60日前までに本組合の承諾を得なければならない。
4. 試運転の実施までに施設の運営に関する事項を取りまとめた運転管理マニュアル及び施設における作業環境への配慮計画を作成し、本組合の承諾を得なければならない。
5. 試運転の実施において支障が生じた場合は、現場の状況により本組合が指示する。建設事業者は、試運転期間中の運転記録を作成し、提出すること。
6. この期間に行われる調整及び点検には本組合の立会を要し、発見された補修箇所及び物件については、その原因及び補修内容を本組合に報告すること。なお、補修に際して、建設事業者はあらかじめ補修実施要領書を作成し、本組合の承諾を受けること。

### 運転指導

1. 新施設に配置される職員に対して施設の円滑な操業に必要な機器の運転、管理及び取扱いについて、教育指導計画書に基づき必要に応じて十分な教育と指導を行うこと。なお、教育指導計画書等は、あらかじめ建設事業者と運営事業者との間で事前に十分協議した上で作成し、本組合の承諾を受けること。
2. 運転指導期間は90日間とし、試運転期間中に行うこと。なお、この期間以外であっても教育指導を行う必要が生じた場合または教育指導を行うことがより効果が上がると判断される場合には、本組合と建設事業者の協議の上、実施すること。

### 試運転及び運転指導に関わる費用

　試運転中の必要な経費の分担は、次のとおりとする。

1. 人件費

　試運転中に必要な運転人員（運転指導人員を含む）は、全て建設事業者の負担により配置する。

　ごみの収集に係る人件費及び経費は、本組合の負担とする。計量、処理物の投入、搬出及び処分に係る人件費及び経費は、建設事業者の負担とする。

1. 副資材等

　試運転に必要な構造材、発酵補助材等の準備に係る費用は、建設事業者の負担とする。

1. 用役費

　試運転に伴う用役費（電気・燃料）は、建設事業者の負担とする。

1. 水道

　全て建設事業者の負担とする。なお、計画地への引込工事は、阿波市業務課との協議により行うこととし、水道の引込工事費や工事負担金及び加入金を含む新設加入金等は建設事業者の負担とする。

1. 電話

　設置後（基本料金等）の全ての費用は、建設事業者の負担とする。

## 性能保証

　性能保証事項の確認については、施設を引き渡す際に行う引渡性能確認試験に基づいて行う。引渡性能確認試験の実施条件等は次に示すとおりである。

### 引渡性能確認試験

　建設事業者は、引渡時、施設全体としての性能及び機能を確認するため、本組合立会のもと、引渡性能確認試験を実施する。

1. 引渡性能確認試験条件

　引渡性能確認試験における機器調整、試料の採取、計画、分析、記録及びその他の事項は、建設事業者が実施すること。

　引渡性能確認試験における性能保証事項等の計測及び分析の依頼先は、公的機関もしくはそれに準ずる機関とする。ただし、特殊な事項の計測及び分析については、本組合の承諾を受けて、他の適切な機関に依頼することができる。

1. 引渡性能確認試験方法

　建設事業者は、引渡性能確認試験を行うにあたって引渡性能確認試験項目及び試験条件に基づいて、試験の内容及び運転計画等を明記した引渡性能確認試験要領書を作成し、本組合の承諾を受けなければならない。

　性能保証事項に関する引渡性能確認試験方法（分析方法、測定方法及び試験方法）は、それぞれの項目ごとに関係法令及び規格等に準拠して行うこと。ただし、該当する試験方法のない場合は、最も適切な試験方法を本組合に提出し、承諾を得て実施すること。

1. 予備性能試験

　引渡性能確認試験を順当に実施し、かつ、その後の完全な運転を行うため、建設事業者は引渡性能確認試験の前に3日以上の予備性能試験を行い、予備性能試験成績書を引渡性能確認試験前に本組合に提出し、承諾を受けなければならない。予備性能試験成績書は、この期間中の施設の処理実績及び運転データを収録及び整理して作成すること。

1. 引渡性能確認試験

　工事期間内に引渡性能確認試験を行うこと（本組合の竣工検査時に引渡性能確認試験成績書が提出できること）。なお、引渡性能確認試験は、本組合の立会のもと、「性能保証事項」について試験すること。

### 保証事項

1. 責任施工

　新施設の処理能力及び性能は、全て建設事業者の責任により発揮させなければならない。また、建設事業者は、設計図書に明示されていない事項であっても、工事の性質上、当然必要なものは、本組合の指示に従い、建設事業者の負担で施工すること。

1. 性能保証事項
2. ごみ処理及び公害防止基準等

　次に示す項目について、「第1章　総則　第2節　計画主要目」に記載された数値に適合すること。

1. 処理条件
2. 公害防止基準
3. 施設機能に係る基本事項

　本要求水準書並びに実施設計図書に記載された以下の基本事項を満足すること。

1. プラント排水については、場内で循環利用し、系外に放流しないこと。これを遵守できないと予想される場合は、その原因を調査し、改善に努めること。
2. 物質収支については、計画値を著しく超える過剰な副資材や残渣が発生しないようにすること。これらが遵守できないと予想される場合は、その原因を調査し、改善に努めること。
3. その他、本要求水準書並びに実施設計図書に記載された遵守すべき事項
4. 緊急作動試験

　商用停電（受電・自家発電などの一切の停電を含む）や機器故障など、新施設の運転時に想定される重大事故について、緊急作動試験を行い、新施設の機能の安全を確認すること。

（参考）引渡性能試験方法

| No. | 試験項目 | | 試験方法 |
| --- | --- | --- | --- |
| 1 | 排水 | 洗車排水 | * 試料採取日   　負荷運転試験期間中いずれか1日  　（天候状況に合わせて採取する。）   * 試料採取箇所   　当該排水処理設備出口において本組合が指定する箇所   * 検体数   　1検体   * 分析項目   　第2節　計画主要目　6.　公害防止基準1）排水基準に定める値   * 分析方法   　公定法による。（第三者分析機関に依頼） |
|  |  | 生活雑排水 | * 試料採取日   　負荷運転試験期間中いずれか1日  　（天候状況に合わせて採取する。）   * 試料採取箇所   　当該排水処理設備出口において本組合が指定する箇所   * 検体数   　1検体   * 分析項目   　第2節　計画主要目　6.　公害防止基準1）排水基準に定める値   * 分析方法   　公定法による。（第三者分析機関に依頼） |
| 2 | 悪臭 |  | * 試料採取日   　試運転期間中、最も臭気条件が悪いと想定される衛生化工程の2~4日目のうち、いずれか1日とする。   * 試料採取箇所   　敷地境界（風下）   * 検体数   　1検体   * 分析項目   　第2節　計画主要目　6.　公害防止基準2）悪臭基準に定める値   * 分析方法   　公定法による。（第三者分析機関に依頼） |
| 3 | 騒音 |  | * 試料採取日   　負荷運転試験期間中いずれか1日（第2節計画主要目　6.　公害防止基準　3）騒音基準に定める時間区分に各1回）   * 試料採取箇所   　敷地境界に最も近い騒音の最も大きな装置至近の敷地境界1箇所   * 分析項目   　第2節　計画主要目　6.　公害防止基準3）騒音基準に定める値   * 分析方法   　公定法による。（第三者分析機関に依頼） |
| 4 | 振動 |  | * 試料採取日   　負荷運転試験期間中いずれか1日（第2節計画主要目　6.　公害防止基準　4）振動基準に定める時間区分に各1回）   * 試料採取箇所   　好気性発酵処理設備至近の敷地境界1箇所   * 分析項目   　第2節　計画主要目　6.　公害防止基準4）振動基準に定める値   * 分析方法   　公定法による。（第三者分析機関に依頼） |
| 5 | 処理能力及び固形燃料の品質 |  | * 応募者の示す固形燃料利用先の基準値を満たすことで判定するものとする。 |

## 保証期間

　設計、施工及び材質並びに構造上の欠陥による全ての破損及び故障は、建設事業者の負担にて速やかに補修、改造または改善を行わなければならない。

### 契約不適合責任

1. 設計上の契約不適合責任
2. 引渡後、施設の性能及び機能、装置の耐用について疑義が生じた場合は、本組合と建設事業者の協議のもと、建設事業者が作成した性能確認試験要領書に基づき両者が合意した時期に実施するものとする。なお、新たに必要となる分析等にかかる費用は、建設事業者の負担とする。
3. 性能確認試験の結果、建設事業者の契約不適合に起因し、所定の性能及び機能を満足できなかった場合は、建設事業者の責任において速やかに改善すること。
4. 新施設の基本的な機能に不具合が生じた場合は、本組合と建設事業者の両者間で協議し、改善に向けて双方が対応することとする。
5. 施工上の契約不適合責任
6. 機械設備工事関係

　引渡後2年間とする。

1. 建築工事関係（建築機械設備・建築電気設備を含む）

　引渡後1年間とする。ただし、防水工事等については下記のとおりとし、保証書を提出すること。

|  |  |
| --- | --- |
| アスファルト防水 | 10年保証 |
| コンクリート（モルタル）保護アスファルト防水 | 10年保証 |
| 断熱アスファルト防水 | 10年保証 |
| 露出アスファルト防水 | 10年保証 |
| 塗膜防水 | 5年保証 |
| モルタル防水 | 5年保証 |
| 駆体防水 | 5年保証 |
| 合成高分子ルーフィング防水 | 5年保証 |
| 仕上塗材吹付け | 5年保証 |
| シーリング材 | 5年保証 |

　以上の契約不適合責任の責任期間中に生じた契約不適合は、建設事業者が無償で補修する。また、契約不適合判定に要する経費も建設事業者の負担とする。

## 工事範囲

　本要求水準書で定める全体工事範囲は、次に示すとおりである。

### 土木建築工事

1. 工場棟工事
2. 事務所棟工事
3. 外構工事
4. 設計・確認申請

### 機械設備工事（材料費・労務費）

1. 受入・供給設備
2. 脱水・乾燥設備（好気性発酵処理設備）
3. 選別・分級設備
4. 搬出設備（固形燃料成形設備）
5. 換気、除塵、脱臭設備
6. 電気、ガス、水道等の設備
7. 機械基礎工事（土木建築工事に含む）
8. 1)～6)までの設計費

### 間接工事

1. 共通仮設費
2. 現場管理費
3. 一般管理費

## 提出図書

### 実施設計図書

　建設事業者は、本要求水準書に基づき、受注後、直ちに実施設計に着手し、実施設計図書として次の図書を各2部提出すること。

　提出済みの提案図書及び本要求水準書に対し、実施設計図書の内容が異なる箇所は、変更前後の内容を整理してその理由を明らかにし、本組合の承諾を受けるものとする。設計は、段階ごとに詳細にわたり本組合の指示及び承諾を受け、進行するものとする。ただし、契約後速やかに設計・工事進捗推進体制、主要図書の目録及び提出予定表を本組合に提出して承諾を受けるものとする。

1. 施設概要説明書（A4判）
2. 施設全体配置図
3. 全体動線計画
4. 設計基本数値（計算書及び図面）リスト

　各項目とも計算の根拠となる数式及び係数（引用した理由等）を明確に示す。

1. 物質収支（プラントフローに収支表を加える）
2. 用役収支（電力・水・燃料・汚水等）
3. 設計計算書（主要機器について記入する）
4. 各種能力、要領及び構造計算書
5. 電力負荷リスト
6. 機器基礎荷重表
7. 機器用電動機リスト
8. 機器塗装要領書（下地処理含む）
9. 準拠する規格または法令等
10. 設備概要説明書
11. 主要設備概要説明
12. 主要プロセスの説明
13. 非常措置の説明
14. 独自の設備の説明
15. 運転管理条件
16. 運転人員調書
17. 維持管理基準
18. 年間運転管理条件
19. 年間維持管理経費
20. 必要資格者リスト
21. 予備品リスト
22. 消耗品リスト
23. 器具・工具リスト
24. 労働安全衛生対策
25. 公害防止対策
26. 主要機器の耐用年数
27. アフターサービス体制
28. 主要な使用特許リスト
29. 主要な使用機器メーカーリスト
30. 設計仕様書（A4判）

　設計別主要機器仕様（性能・容量・数量・構造・材質・操作条件等）

1. 図面（A3判）
2. 全体配置図及び動線計画図
3. 建物及び施設断面図
4. フローシート
5. 建築一般図（各階平面図・断面図・立面図等）
6. 建築仕上表
7. 主要機器組立図
8. 配管及びダクト図
9. 電気設備図（計装設備を含む）
10. 単線結線図
11. 主要機器姿図
12. 主要幹線図
13. 動力負荷及び計装設備リスト
14. 計装制御設備フローシート
15. 電気・計装設備配線図
16. 建築工事図
17. 図面目録及び図書提出予定表
18. 建築意匠設計図
19. 建築構造設計図
20. 建築機械設備設計図
21. 建築電気設備設計図
22. 完成イメージ図
23. 構造計算書
24. 建築設備設計計算書：換気容量計算書・各室照度表
25. 工事工程表・工事進捗体制表
26. 請負金額内訳書
27. その他指示する図書

### 施工承認申請図書

　建設事業者は、実施設計図書に基づき工事を進めるものとする。工事施工に際しては、事前に承諾申請図書により本組合の承諾を得て着工すること。なお、本組合が具体的に指示する項目（使用品名・構造・工法等）は、これに従うものとする。図書は、次の内容のものを各2部提出すること。

1. 機械・電気関係
2. 図書目録及び図書提出予定表
3. 各設備機器メーカーリスト
4. 設備・機器詳細図（組立図・断面図・構造図・主要部品図・付属品図）
5. 総合計画書
6. 各機器の搬入要領書
7. 主要機器の工場検査要領書、自主検査報告書及び検査予定表
8. 施工及び据付要領書
9. 施工及び据付検査要領書並びに検査予定表
10. 各機器の運転方法
11. 各種計算書、検討書
12. 塗装仕様書、各機器仕上色一覧表及び色見本
13. 土木建築関係
14. 図書目録及び図書提出予定表
15. 総合計画書
16. 各工事の施工条件
17. 各工事施工検査要領書及び検査予定表
18. 各種材料承認図書及び材料試験報告書
19. コンクリート配合報告書
20. コンクリート打設計画書（各打設ごと）及び報告書
21. コンクリート強度試験報告書
22. 鉄筋及び鉄骨ミルシート
23. 材料仕上色一覧表及び色見本
24. その他指示する図書

### 関係官庁届出書

　建設事業者は、本組合が次の図書を関係官庁に提出するにあたり、必要な資料の作成に協力すること。ただし、法的に建設事業者が自ら手続きが必要な場合はこの限りではない。

1. 廃棄物の処理及び清掃に関する法律、消防法、その他法令に基づく申請書・届出書関係図書
2. その他指示する図書

### 交付金申請図書

　建設事業者は、工事施工に際して本組合が指示する日に次の図書に関する資料を提出すること。

1. 交付金申請関係図書
2. 実績報告関係図書
3. その他指示する図書

### 工事関連図書

　建設事業者は、工事工程に応じて本組合が指示する次の図書を提出すること。なお、建設事業者は、下請契約を締結する場合は、当該契約先として構成市町内に本社・本店を置く建設事業者を優先的に採用するよう努めること。

1. 施工体制台帳等及び施工体系図
2. 下請業者承諾願（監理技術者・主任技術者選任届を含む）
3. 安全管理体制表、指導事項、指示事項及び安全行動記録
4. 打ち合わせ記録
5. 月間及び週間工程表
6. 月間工事進捗状況報告書（写真付）
7. 工事写真
8. 工事日誌
9. 納品書
10. 中間検査願及び出来高内訳書
11. 完成検査願及び自主検査報告書
12. 実施設計図面縮小版（背貼製本）
13. その他指示する図書

### 完成図書

　建設事業者は、工事竣工に際して本組合が指示する次の完成図書を提出する。（電子納品に対応すること。）

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 1) | 竣工図（機器・施工図及び建築図・土木図を含む） | 1部 |
| 2) | マイクロフィルムまたはデータ納品 | 1式 |
| 3) | 竣工図縮小版（A4仕上げ（A3二つ折り）） | 5部 |
| 4) | 取扱説明書（プラント説明書及び各機器説明書） | 5部 |
| 5) | 試運転報告書（予備性能試験を含む） | 3部 |
| 6) | 予備及び引渡性能確認試験報告書 | 3部 |
| 7) | 予備及び引渡性能確認試験報告書に基づく性能保証書 | 3部 |
| 8) | 単体機器試験成績書 | 3部 |
| 9) | 設備機器台帳（データ納品を含む） | 3部 |
| 10) | 工事日誌 | 3部 |
| 11) | 納品書 | 1式 |
| 12) | 各種工事写真及び完成写真（デジタルデータ） | 3部 |
| 13) | 各性能保証書 | 1式 |
| 14) | 教育訓練運転手引書 | 5部 |
| 15) | 運転管理マニュアル | 5部 |
| 16) | 作業環境配慮計画 | 5部 |
| 17) | 保守管理要領書 | 5部 |
| 18) | その他指示する図書 | 5部 |

## 検査及び試験

　工事に使用する材料、機器の検査及び試験は下記により行う。

### 立会検査及び試験

　本組合が指定する材料、機器の検査及び試験は、本組合の立会のもとで行う。ただし、本組合が認めた場合には、建設事業者が提出する検査（試験）成績表をもってこれに代えることができる。

### 検査及び試験方法

　検査及び試験は、あらかじめ本組合の承諾を得た検査（試験）要領書に基づいて行う。

### 検査及び試験の省略

　公的またはこれに準ずる機関の発行した証明書等で成績が確認できる機材は、本組合の承諾を得た上で検査及び試験を省略することができる。

　また、機器メーカーが発行した証明書等でも同様の成績が確認できる機材については、本組合の承諾を得た上で検査及び試験を省略することができる。

### 竣工検査

　建設事業者は、本組合の承諾を得て試運転が終了した時、竣工届に全期間の運転結果及び引渡性能確認試験結果を添えて竣工検査を申請する。

### 経費の負担

　工事に係る検査及び試験の手続きは、建設事業者において行い、これに要する経費は、建設事業者の負担とする。なお、組合の特段の要請による検査の場合は、この限りではない。

### 機器の工事立会検査

　必要に応じて、本組合が指定する機器は、製作工場で本組合の立会のもと、検査を行わなければならない。また、本組合が指定する機器の現地搬入は、本組合の立会検査に合格した後とする。

　ただし、製作工場での立会が難しい場合には、本組合が指定する機器については、適切な検査を実施した証明書等をもって代替することを可能とする。

## 引渡し

　工事の竣工後、新施設は、本組合に引渡しをすること。

　工事の竣工とは、「第1章　総則　第8節　工事範囲」に記載された工事範囲の工事を全て完了し、引渡性能確認試験により所定の性能が確認され、完成図書の提出後、本組合の竣工検査を受け、これに合格した時点とする。

## その他

### 関係法令等の遵守

　本工事の設計施工にあたり、関係法令等を遵守しなければならない。主要な関係法令を次に示す。

1. 廃棄物処理全般
2. 廃棄物の処理及び清掃に関する法律
3. ごみ処理施設整備の計画・設計要領（ごみ処理施設性能指針を含む）
4. その他適応する関係法令、規則、規格、基準等
5. 公害防止関係
6. 環境基本法
7. 大気汚染防止法
8. 水質汚濁防止法
9. 騒音規制法
10. 振動規制法
11. 悪臭防止法
12. 土壌汚染対策法
13. その他適応する関係法令、規則、基準等
14. 機械・電気関係
15. 日本工業規格（JIS）
16. 日本電機規格調査会標準規格（JEC）
17. 日本電機工業会標準規格（JEM）
18. 日本電線工業会標準規格（JCS）
19. 電気学会規格
20. 電気事業法
21. 電気用品取締法
22. 電気保安法による設備基準
23. 電気設備技術基準・内線規定
24. 電力会社電気供給約款及び同約款取扱細則、電力工事規定
25. 公衆電気通信法
26. 工場電気設備防爆指針
27. 日本照明器具工学会規格
28. 高圧ガス取締法
29. 危険物取締法
30. 計量法
31. 公共建築工事標準仕様書（機械設備工事編）（国土交通省大臣官房官庁営繕部監修）
32. 機械設備工事監理指針（国土交通省大臣官房官庁営繕部監修）
33. 公共建築設備工事標準図（機械設備工事編）（国土交通省大臣官房官庁営繕部監修）
34. 公共建築工事標準仕様書（電気設備工事編）（国土交通省大臣官房官庁営繕部監修）
35. 電気設備工事施工監理指針（国土交通省大臣官房官庁営繕部監修）
36. 公共建築設備工事標準図（電気設備工事編）（国土交通省大臣官房官庁営繕部監修）
37. その他適応する関係法令、規制、規格、基準等
38. 土木建築工事
39. 建築基準法
40. 消防法
41. 都市計画法
42. 水道法
43. 下水道法
44. ガス事業法
45. 航空法
46. 電波法
47. コンクリート標準示方書（土木学会）
48. アスファルト舗装要綱（日本道路協会）
49. 構内舗装・排水設計標準（国土交通省大臣官房官庁営繕部監修）
50. 道路法
51. 道路構造令
52. 日本建築規格及び鋼構造計算基準
53. 鉄筋コンクリート構造計算基準
54. 基礎構造計算基準
55. 土木工事共通仕様書
56. 土木工事施工管理基準及び規格値
57. 溶接工作基準（日本建築学会）
58. 建築設備耐震設計・施工指針2014年版（建築研究所監修）
59. 官庁施設の総合耐震・耐津波計画基準及び同解説（国土交通省大臣官房官庁営繕部、公共建築協会）
60. 土木工事安全施工技術指針
61. 建設工事に伴う騒音振動対策技術指針
62. 公共建築工事標準仕様書（建築工事編）（国土交通省大臣官房官庁営繕部監修）
63. 建築工事監理指針（国土交通省大臣官房官庁営繕部監修）
64. その他適応する関係法令、規則、規格、基準等
65. その他
66. 労働基準法
67. 労働安全衛生法
68. 作業環境測定法
69. 厚生労働省通達関係
70. 建設業法
71. 公共工事の入札および契約の適正化の促進に関する法律
72. 建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律
73. その他適応する関係法令、規則、規格、基準等

### 許認可申請

　工事内容により関係官庁等への許認可申請、報告、届出等の必要がある場合は、その書類作成及び手続きは、建設事業者の経費負担により速やかに行い、本組合に報告すること。工事範囲において、本組合が関係官庁への許認可申請、報告、届出等を必要とする場合は、建設事業者は、書類作成等について協力し、その経費を負担すること。

### 施工

　本工事の施工に際して次の事項を遵守すること。

1. 労務災害の防止

　工事中の危険防止対策を十分行い、作業従事者への安全教育を徹底し、労務災害の発生がないように務めること。

1. 現場管理

　工事現場の整理整頓を励行し、火災、盗難等の事故の防止に努めること。また、資材置場、資材搬入路、仮設設備及び仮設事務所棟の設置については、本組合と十分協議して行うこと。

1. 復旧

　他の設備、既存物件等の損傷及び汚染防止に努め、万一、損傷や汚染が生じた場合は、建設事業者の負担で速やかに復旧すること。

1. 埋設物の表示

　埋設したものについては、その所在が明らかになるよう適切な表示（本組合が指示するものを含む）を設けること。

1. 工事報告

　工事の進捗、労働者の就業、材料及び機器の検査などの状況を本組合に報告すること。

1. 工程管理

　建設事業者は、工事着手前に全体工程表、工事実施中に月間及び週間工程表を提出し、監督員の承諾を受けるとともに、工程の完全な遂行を図らなければならい。実施工程に変更が生じた場合は、変更後の実施工程表を提出し、監督員の承諾を受けること。

　災害等、その他の事情により工程が遅延した時は、その理由及び程度等を監督員に報告し、工程計画の見直しを速やかに行うとともに、進捗の回復に務めること。

1. 工事記録写真

　工事着手前に工事前現況写真、施工中の工程写真及び工事進捗写真、工事完了後の施工写真を撮影し、監督員に提出すること。それぞれの写真撮影の箇所、枚数及び整理等については、監督員の指示に従うこと。

1. 工事前現況写真及び竣工写真

　工事前現況写真及び竣工写真は、工事着手前及び竣工後の現場全景、代表部分及び現場周辺の現況写真を撮影すること。また、工事前現況写真は、主要機械設備についても撮影すること。

1. 工程写真及び進捗状況報告

　工程写真は、各工程における施工進捗状況及び出来高等を撮影し、特に工事完了後に確認が困難となる箇所については、施工が適切であることが証明できるものとすること。

1. 資材置場等

　工事範囲の適切な場所に、監督員の承諾の上、工事に必要な資材置場及び駐車場を設けること。

1. 清掃・後片付け

　工事現場は常に整理、清掃し、竣工後は撤去及び周辺の整地、清掃及び後片付けを行うこと。

1. 現場代理人等

　法令等に定められた届出を要する現場代理人等は、工事竣工引渡しまでの間、建設事業者に専任すること。

1. 保険

　本工事は、火災保険、組立保険及び工事保険等に加入すること。

1. 建設業退職金共済制度

　建設事業者は、工事期間中、建設業退職金共済制度に係る所定の手続きをとること。

1. 建設発生残土等の処分

　本工事に伴い発生する発生土は、場内で埋戻土として使用するよう努め、コンクリート型枠等可能な限り再使用することで廃棄物の発生を抑制するよう努めること。なお、発生土の飛散、流出対策を講じること。

　使用しない発生土は、建設事業者の責任で場外適正処分を行い、また、運搬にあたり、発生土が飛散しないよう荷台をシートで覆う等、適切な措置を講じること。この処分及び運搬に係る費用は、建設事業者の負担とする。

1. 建設リサイクル法への対応

　建設事業者は、建設リサイクル法に基づき、分別解体等の計画等について、書面にて本組合に説明するとともに、完了時においても書面で報告すること。

1. 施工方法及び建設公害対策
2. 工事車両の車輪及び車体に付着した土砂を洗車して、十分落とした後、退出すること。計画地周辺及び工事車両が走行する道路が土砂により汚れた場合、建設事業者は、洗浄などの適切な措置を行うこと。
3. 建設機械の運転に際し、空吹かし、高負荷運転は避けること。
4. 工事工程の調整を行うことにより工事が集中しないよう配慮し、建設機械の同時稼動台数の極端な集中を避け、大気汚染物質の発生負荷の平均化に努めた計画とすること。
5. 騒音・振動が発生しやすい工事については、低騒音型工事用機械及び低騒音・低振動工法を採用し、建設作業に係る騒音・振動の規制基準を遵守するとともにできるだけ低減を図ること。
6. ほこりが発生するおそれのある場合は、適時、散水を行う等必要な措置を行うこと。
7. 前面道路等に対する養生を十分に行うこと。
8. 建設事業者は、必要に応じて、クレーン等の高さや照明の方法等について関係機関と事前協議すること。
9. 作業日及び作業時間

　作業日及び作業時間については、以下を原則とすること。

1. 日曜日、祝日及び年末年始は作業を行わない日とする。
2. 作業時間は午前8時から午後5時までとする。
3. 緊急作業、中断が困難な作業、交通処理上やむを得ない作業または騒音・振動を発する恐れの少ない作業については、別途協議とする。
4. 仮設事務所等

　監督員用の仮設事務所を設置すること。事務所は、建設事業者仮設事務所との合棟でも可とする。事務所内には、図面、書類等の保管場所及び打ち合わせ会議室を有すること。なお、設置場所は、原則として敷地内とする。

### 地域への貢献

　工事の施工に際しては、構成市町内に本社・本店を有する地元企業が対応可能な工事等については、極力、地元企業へ工事や資材調達の発注を行うよう努め、運営に際しても、構成市町内での地元発注に配慮すること。

# 機械設備工事仕様

## 各設備共通仕様

### 動線・歩廊・階段等

1. プラントの運転及び安全のため、機器周囲に歩廊、階段及び点検台等を設ける。施設の性格上、動線を十分考慮し、作業、機器の補修交換等に支障のないようスペースを確保すること。機械の回転及び突起部周囲の通路は狭くなりがちなため、通路幅に余裕をもって計画すること。階段の高さが4mを超える場合は、原則として4m内ごとに踊場を設置すること。
2. 通路幅・階段等は、下表を遵守すること。

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 通路・歩廊 | 有効幅0.6m以上 | 通行に支障のない場合はこの限りではない。 | |
| 階段 | 有効幅0.6m以上  傾斜45度以下 | 蹴上げ22cm以下 | 路面22cm以上 |
| 通行に支障のない場合はこの限りではない。 | |
| 手摺・防護柵 | 高さ1.1m以上 |  | |
| 上部空間 | 2.0m以上  有効1.8m以上 | 機器レイアウト上不可能な場合はこの限りではない。 | |

1. 床には、厚さ32mm以上のグレーチング、4.5mm以上のチェッカープレート等を敷設し、安全に作業ができる構造とすること。点検口及び機器周り等、メンテナンス時に堆積物、オイル及び部品（ボルト・ナット）等の落下の危険が考えられる部分は、チェッカープレートとすること。
2. グレーチング強度は、主要部450kg/m2以上、その他300kg/m2以上とすること。

### 機器

1. 各機器に故障が生じた場合は、施設全体に影響を及ぼさないよう考慮すること。また、腐食性のものについては、耐食措置をとること。
2. 各槽類及び機器等の構造物は、容易、かつ、安全に内部の点検及び清掃ができる構造とすること。
3. 酸、薬品等を取り扱う設備については、腐食しにくい材料で作り、内張りを施す等の措置を講ずること。また、バルブまたはコックについては、耐久性のある材料とすること。
4. 駆動部には、安全対策として、着脱が容易に行える防護具を設けること。
5. 機器の周囲は、点検及び修理等を考慮して十分余裕を見込んだ配置計画とすること。
6. 機器等については、騒音、振動、低周波空気振動、防塵及び防臭について十分考慮すること。
7. 防塵及び飛塵等については、それぞれの発生源において、最良の防止措置を設けること。
8. 施設内は、点検及び清掃が容易なものとすること。また、必要な箇所に応じて各機器には、自動給油装置を設けること。
9. 使用する材料は、使用条件に対して、耐摩耗、耐熱及び耐食を考慮して、材料を選択すること。
10. 機械の原動機、回転軸、歯車、プーリー、ベルト等の勤務職員に危険を及ぼす恐れのある部分には、巻き込み事故及び処理物の落下事故防止のため、安全カバー、囲い、スリーブ、防護網等の安全対策を行うこと。
11. 各設備の銘板、表示板の形式は、本組合の承諾を得た上で設置すること。
12. 「破砕機等前処理設備」は、複数系列とし、1系列を点検していても他系列が運転できるよう配慮すること。

### 塗装

1. 塗装は、耐熱、耐薬品、防食及び配色等を考慮すること。
2. 塗装色は、系統別に表示すること。

### 配管

1. 勾配、エアー抜きを考慮して計画し、詰まりが生じやすい管には、掃除が可能なよう配慮すること。
2. 施工に際しては、できるだけ架空にて施工すること。
3. 必要なバイパス配管及び配線を設ける。ダクトはダストが堆積しにくい構造とすること。
4. 管材料は、使用目的に応じた最適なものとすること。

### 地震対策

　建築基準法、消防法及び労働安全衛生法等の関係法令に準拠した設計とするとともに、二次災害を防止するための対策を行うこと。

### その他

1. 機械類の回転及び突起部分については、必要に応じて覆い、彩色等を施すとともに、稼働中の表示をすること。
2. 清掃用のエアー配管を必要と思われる箇所に設置すること。
3. プラント内各部は、機器の性格あるいは付属措置の機能に応じ、日常の運転管理に不都合のないよう十分な明るさを確保するよう配慮すること。
4. 日常の運転管理に便利なよう、点検孔（のぞき窓を含む）を設けること。また、通常運転のもとで各種計測、分析の必要性が発生した場合、現場で直接計測ができるよう測定孔を要所に取り付けること。
5. 電気系統は、それぞれの給電仕様に適した資材と施工法を採用し、十分な絶縁による安全を確保すること。
6. 臭気と非衛生的な雰囲気の隔絶に十分留意し、熱や粉塵の滞留による作業環境の悪い場所がないよう、各所に適切な設備を設けること。
7. 危険箇所には、標識等を設けること。

## 受入・供給設備

### トラックスケール

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 1) | 形式 | | [　　] |
| 2) | 数量 | | ［　　］基 |
| 3) | 主要項目 | |  |
|  | (1) | 最大秤量 | ［　　］t |
|  | (2) | 最小目盛 | ［　　］kg |
|  | (3) | 積載台寸法 | ［幅　　m］×［長さ　　m］ |
|  | (4) | 表示形式 | ［デジタル表示］ |
|  | (5) | 操作方式 | ［タッチパネル式］ |
|  | (6) | 印字方式 | ［自動］ |
|  | (7) | 印字項目 | ［総重量、積載重量、空車重量、構成市町別、種別、計量年月日・時刻、車両通し番号］ |
| 4) | 付属機器 | | ［　　］ |

### 可燃ごみ受入口（土木建築工事に含む）

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 1) | 数量 | | ［　　］ |
| 2) | 構造 | | ［　　］ |
| 3) | 主要項目 | |  |
|  | (1) | 寸法 | ［幅　　m］×［奥行　　m］×［高さ　　m］ |
|  | (2) | 容量 | ［　　］m3 |

### 受入ヤード（土木建築工事に含む）

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 1) | 数量 | | ［　　］ |
| 2) | 構造 | | ［　　］ |
| 3) | 主要項目 | |  |
|  | (1) | 寸法 | ［幅　　m］×［奥行　　m］×［高さ　　m］ |
|  | (2) | 容量 | ［　　］m3 |

### 前処理破砕機

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| 1) | 形式 | | | ［　　］ |
| 2) | 数量 | | | ［　　］基 |
| 3) | 主要項目 | | |  |
|  | (1) | 能力 | | ［　　］t/h以上 |
|  | (2) | 投入口(ﾎｯﾊﾟｰ)寸法 | | ［幅　　］×[長さ　　]×［高さ　　］ |
|  | (3) | 回転数 | | ［　　］min-1 |
|  | (4) | 駆動方式 | | ［　　］ |
|  | (5) | 電動機 | | ［　　V］×［　　P］×［　　kW］ |
|  | (6) | 操作方式 | | ［　　］ |
|  | (7) | 主要部材質 | |  |
|  |  | ① | ケーシング | ［　　］ |
|  |  | ② | 破砕刃 | ［　　］ |
| 4) | 付属品 | | | ［　　］ |

### 破砕物コンベヤ

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| 1) | 形式 | | | ［　　］ |
| 2) | 数量 | | | ［　　］基 |
| 3) | 主要項目 | | |  |
|  | (1) | 能力 | | ［　　］t/h以上 |
|  | (2) | 寸法 | | ［幅　　m］×［長さ　　m］ |
|  |  | ① | ベルト幅 | 有効［　　］mm |
|  |  | ② | 水平長 | 約　［　　］m |
|  |  | ③ | 揚程 | 約　［　　］m |
|  |  | ④ | 傾斜角 | ［　　］度 |
|  | (3) | 速度 | | ［　　］m/min |
|  | (4) | 電動機 | | ［　　V］×［　P］×［　　kW］ |
|  | (5) | 操作方式 | | ［　　］ |
|  | (6) | 主要部材質 | |  |
|  |  | ① | フレーム | ［　　］ |
|  |  | ② | ベルト | ［　　］ |
|  |  | ③ | シャフト | ［　　］ |
| 4) | 付属品 | | | ［　　］ |

### 混合機

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 1) | 形式 | | ［　　］ |
| 2) | 数量 | | ［　　］基 |
| 3) | 主要項目 | |  |
|  | (1) | 能力 | ［　　］t/h以上 |
|  | (2) | 駆動方式 | ［　　］ |
|  | (3) | 主要部材質 | ［　　］ |
|  | (4) | 操作方式 | ［　　］ |
|  | (5) | 電動機 | ［　　V］×［　　P］×［　　kW］ |
| 4) | 付属品 | | ［　　］ |

### 混合破砕物コンベヤ

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| 1) | 形式 | | | ［　　］ |
| 2) | 数量 | | | ［　　］基 |
| 3) | 主要項目 | | |  |
|  | (1) | 能力 | | ［　　］t/h以上 |
|  | (2) | 寸法 | | ［幅　　m］×［長さ　　m］ |
|  |  | ① | ベルト幅 | 有効［　　］mm |
|  |  | ② | 水平長 | 約　［　　］m |
|  |  | ③ | 揚程 | 約　［　　］m |
|  |  | ④ | 傾斜角 | ［　　］度 |
|  | (3) | 速度 | | ［　　］m/min |
|  | (4) | 電動機 | | ［　　V］×［　　P］×［　　kW］ |
|  | (5) | 操作方式 | | ［　　］ |
|  | (6) | 主要部材質 | |  |
|  |  | ① | フレーム | ［　　］ |
|  |  | ② | ベルト | ［　　］ |
|  |  | ③ | シャフト | ［　　］ |
| 4) | 付属品 | | | ［　　］ |

## 脱水・乾燥設備（好気性発酵処理設備）

### 好気性発酵乾燥棟（土木建築工事に含む）

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 1) | 形式 | | ［　　］ |
| 2) | 数量 | | ［　　］基 |
| 3) | 構造 | | ［　　］ |
| 4) | 主要項目 | |  |
|  | (1) | 寸法 | ［幅　　m］×［奥行　　m］×［高さ　　m］ |
|  | (2) | 容量 | ［　　］m3 |

### 好気性発酵乾燥処理水槽（土木建築工事に含む）

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 1) | 形式 | | ［　　］ |
| 2) | 数量 | | ［　　］式 |
| 3) | 構造 | | ［　　］ |
| 4) | 主要項目 | |  |
|  | (1) | 寸法 | ［幅　　m］×［奥行　　m］×［高さ　　m］ |
|  | (2) | 容量 | ［　　］m3 |

### 好気性発酵処理設備

3-1　モーター付きファン

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 1) | 形式 | | ［　　］ |
| 2) | 数量 | | ［　　］基 |
| 3) | 主要項目 | |  |
|  | (1) | モーター | ［　　］ |
|  | (2) | ファン方式 | ［　　］ |
|  | (3) | 電源 | AC440V　60Hz |
|  | (4) | 動力 | ［　　］kW |

3-2　ドア・ドア付属金属

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 1) | 形式 | | ［　　］ |
| 2) | 数量 | | ［　　］基 |
| 3) | 主要項目 | |  |
|  | (1) | 構造 | ［　　］ |
|  | (2) | 材質 | ［　　］ |

3-3　好気性発酵処理物温度計測センサー

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 1) | 形式 | | ［　　］ |
| 2) | 数量 | | ［　　］基 |
| 3) | 主要項目 | |  |
|  | (1) | 材質 | ［　　］ |
|  | (2) | プロープ長さ | ［　　］mm |
|  | (3) | 温度測定範囲 | ［　　］ |

3-4　酸素濃度センサー

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 1) | 形式 | | ［　　］ |
| 2) | 数量 | | ［　　］基 |
| 3) | 主要項目 | |  |
|  | (1) | 使用環境条件 | ［　　］ |
|  | (2) | 計測物条件 | ［　　］ |
|  | (3) | 酸素濃度測定範囲 | ［　　］ |

## 選別・分級設備

### コンプレッサーNo.1

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 1) | 形式 | | ［　　］ |
| 2) | 数量 | | ［　　］基 |
| 3) | 主要項目 | |  |
|  | (1) | 吐出空気量 | ［　　］m3/min |
|  | (2) | 最高圧力 | ［　　］Pa |
|  | (3) | 空気タンク | ［　　］m3 |
|  | (4) | 電動機 | ［　　V］×［　　P］×［　　kW］ |
|  | (5) | 操作方式 | ［　　］ |
| 4) | 付属品 | | ［　　］ |

### コンプレッサーNo.2

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 1) | 形式 | | ［　　］ |
| 2) | 数量 | | ［　　］基 |
| 3) | 主要項目 | |  |
|  | (1) | 吐出空気量 | ［　　］m3/min |
|  | (2) | 最高圧力 | ［　　］Pa |
|  | (4) | 電動機 | ［　　V］×［　　P］×［　　kW］ |
|  | (5) | 操作方式 | ［　　］ |
| 4) | 付属品 | | ［　　］ |

### 処理物投入コンベヤ

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| 1) | 形式 | | | ［　　］ |
| 2) | 数量 | | | ［　　］基 |
| 3) | 主要項目 | | |  |
|  | (1) | 能力 | | ［　　］t/h以上 |
|  | (2) | 寸法 | | ［幅　　m］×［長さ　　m］ |
|  |  | ① | ベルト幅 | 有効［　　］mm |
|  |  | ② | 水平長 | 約　［　　］m |
|  |  | ③ | 揚程 | 約　［　　］m |
|  |  |  | 傾斜角 | ［　　］度 |
|  | (3) | 速度 | | ［　　］m/min |
|  | (4) | 電動機 | | ［　　V］×［　　P］×［　　kW］ |
|  | (5) | 操作方式 | | ［　　］ |
|  | (6) | 主要部材質 | |  |
|  |  | ① | フレーム | ［　　］ |
|  |  | ② | エプロン | ［　　］ |
|  |  | ③ | ベルト | ［　　］ |
|  |  | ④ | チェーン | ［　　］ |
|  |  | ⑤ | シャフト | ［　　］ |

### 三種選別機

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| 1) | 形式 | | | ［　　］ |
| 2) | 数量 | | | ［　　］基 |
| 3) | 主要項目 | | |  |
|  | (1) | 能力 | | ［　　］t/h以上 |
|  | (2) | 寸法 | | ［幅　　m］×［長さ　　m］×[高さ　　m] |
|  | (4) | 電動機 | | ［　　V］×［　　P］×［　　kW］ |
|  | (5) | 操作方式 | | ［　　］ |
|  | (6) | 主要部材質 | |  |
|  |  | ① | フレーム | ［　　］ |
|  |  | ② | エレメント | ［　　］ |
| 4) | 付属品 | | | ［　　］ |

### 重量物コンベヤ

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| 1) | 形式 | | | ［　　］ |
| 2) | 数量 | | | ［　　］基 |
| 3) | 主要項目 | | |  |
|  | (1) | 能力 | | ［　　］t/h以上 |
|  | (2) | 寸法 | | ［幅　　mm］×［長さ　　m］ |
|  |  | ① | ベルト幅 | 有効［　　］mm |
|  |  | ② | 水平長 | 約　［　　］m |
|  |  | ③ | 揚程 | 約　［　　］m |
|  |  | ④ | 傾斜角 | ［　　］度 |
|  | (3) | 速度 | | ［　　］m/min |
|  | (4) | 電動機 | | ［　　V］×［　　P］×［　　kW］ |
|  | (5) | 操作方式 | | ［　　］ |
|  | (6) | 主要部材質 | |  |
|  |  | ① | フレーム | ［　　］ |
|  |  | ② | ベルト | ［　　］ |
|  |  | ③ | シャフト | ［　　］ |
| 4) | 付属品 | | | ［　　］ |

### 重量物磁選機

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| 1) | 形式 | | | ［　　］ |
| 2) | 数量 | | | ［　　］基 |
| 3) | 主要項目 | | |  |
|  | (1) | 適用コンベヤベルト幅 | | ［　　］mm巾 |
|  | (2) | 操作方式 | | ［　　］ |
|  | (3) | 主要部材質 | |  |
|  |  | ① | フレーム | ［　　］ |
|  |  | ② | 磁石 | ［　　］ |

### 手選別コンベヤ

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| 1) | 形式 | | | ［　　］ |
| 2) | 数量 | | | ［　　］基 |
| 3) | 主要項目 | | |  |
|  | (1) | 能力 | | ［　　］t/h以上 |
|  | (2) | 寸法 | | ［幅　　m］×［長さ　　m］ |
|  |  | ① | ベルト幅 | 有効［　　］mm |
|  |  | ② | 水平長 | 約　［　　］m |
|  |  | ③ | 揚程 | 約　［　　］m |
|  |  |  | 傾斜角 | ［　　］度 |
|  | (3) | 速度 | | ［　　］m/min |
|  | (4) | 電動機 | | ［　　V］×［　　P］×［　　kW］ |
|  | (5) | 操作方式 | | ［　　］ |
|  | (6) | 主要部材質 | |  |
|  |  | ① | フレーム | ［　　］ |
|  |  | ② | ベルト | ［　　］ |
|  |  | ③ | シャフト | ［　　］ |
| 4) | 付属品 | | | ［　　］ |

### 軽量物コンベヤ

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| 1) | 形式 | | | ［　　］ |
| 2) | 数量 | | | ［　　］基 |
| 3) | 主要項目 | | |  |
|  | (1) | 能力 | | ［　　］t/h以上 |
|  | (2) | 寸法 | | ［幅　　m］×［長さ　　m］ |
|  |  | ① | ベルト幅 | 有効［　　］mm |
|  |  | ② | 水平長 | 約　［　　］m |
|  |  | ③ | 揚程 | 約　［　　］m |
|  |  | ④ | 傾斜角 | ［　　］度 |
|  | (3) | 速度 | | ［　　］m/min |
|  | (4) | 電動機 | | ［　　V］×［　　P］×［　　kW］ |
|  | (5) | 操作方式 | | ［　　］ |
|  | (6) | 主要部材質 | |  |
|  |  | ① | フレーム | ［　　］ |
|  |  | ② | ベルト | ［　　］ |
|  |  | ③ | シャフト | ［　　］ |
| 4) | 付属品 | | | ［　　］ |

### 塩ビ選別機

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| 1) | 形式 | | | ［　　］ |
| 2) | 数量 | | | ［　　］基 |
| 3) | 主要項目 | | |  |
|  | (1) | 能力 | | ［　　］t/h以上 |
|  | (2) | 寸法 | | ［幅　　m］×［長さ　　m］×[高さ　　m] |
|  |  |  | 検知幅 | ［　　］mm |
|  | (3) | ベルト速度 | | ［　　］m/min |
|  | (4) | 電動機 | | ［　　V］×［　　P］×［　　kW］ |
|  | (5) | 操作方式 | | ［　　］ |
|  | (6) | 主要部材質 | |  |
|  |  | ① | フレーム | ［　　］ |
|  |  | ② | ベルト | ［　　］ |
|  |  | ③ | シャフト | ［　　］ |
| 4) | 付属品 | | | ［　　］ |

### 塩ビコンベヤ

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| 1) | 形式 | | | ［　　］ |
| 2) | 数量 | | | ［　　］基 |
| 3) | 主要項目 | | |  |
|  | (1) | 能力 | | ［　　］t/h以上 |
|  | (2) | 寸法 | | ［幅　　m］×［長さ　　m］ |
|  |  | ① | ベルト幅 | 有効［　　］mm |
|  |  | ② | 水平長 | 約　［　　］m |
|  |  | ③ | 揚程 | 約　［　　］m |
|  |  | ④ | 傾斜角 | ［　　］度 |
|  | (3) | 速度 | | ［　　］m/min |
|  | (4) | 電動機 | | ［　　V］×［　　P］×［　　kW］ |
|  | (5) | 操作方式 | | ［　　］ |
|  | (6) | 主要部材質 | |  |
|  |  | ① | フレーム | ［　　］ |
|  |  | ② | ベルト | ［　　］ |
|  |  | ③ | シャフト | ［　　］ |
| 4) | 付属品 | | | ［　　］ |

### 非塩ビコンベヤ

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| 1) | 形式 | | | ［　　］ |
| 2) | 数量 | | | ［　　］基 |
| 3) | 主要項目 | | |  |
|  | (1) | 能力 | | ［　　］t/h以上 |
|  | (2) | 寸法 | | ［幅　　m］×［長さ　　m］ |
|  |  | ① | ベルト幅 | 有効［　　］mm |
|  |  | ② | 水平長 | 約　［　　］m |
|  |  | ③ | 揚程 | 約　［　　］m |
|  |  | ④ | 傾斜角 | ［　　］度 |
|  | (3) | 速度 | | ［　　］m/min |
|  | (4) | 電動機 | | ［　　V］×［　　P］×［　　kW］ |
|  | (5) | 操作方式 | | ［　　］ |
|  | (6) | 主要部材質 | |  |
|  |  | ① | フレーム | ［　　］ |
|  |  | ② | ベルト | ［　　］ |
|  |  | ③ | シャフト | ［　　］ |
| 4) | 付属品 | | | ［　　］ |

### 細粒物コンベヤ

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| 1) | 形式 | | | ［　　］ |
| 2) | 数量 | | | ［　　］基 |
| 3) | 主要項目 | | |  |
|  | (1) | 能力 | | ［　　］t/h以上 |
|  | (2) | 寸法 | | ［幅　　m］×［長さ　　m］ |
|  |  | ① | ベルト幅 | 有効［　　］mm |
|  |  | ② | 水平長 | 約　［　　］m |
|  |  | ③ | 揚程 | 約　［　　］m |
|  |  | ④ | 傾斜角 | ［　　］度 |
|  | (3) | 速度 | | ［　　］m/min |
|  | (4) | 電動機 | | ［　　V］×［　　P］×［　　kW］ |
|  | (5) | 操作方式 | | ［　　］ |
|  | (6) | 主要部材質 | |  |
|  |  | ① | フレーム | ［　　］ |
|  |  | ② | ベルト | ［　　］ |
|  |  | ③ | シャフト | ［　　］ |
| 4) | 付属品 | | | ［　　］ |

### 振動篩機

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| 1) | 形式 | | | ［　　］ |
| 2) | 数量 | | | ［　　］基 |
| 3) | 主要項目 | | |  |
|  | (1) | 能力 | | ［　　］t/h以上 |
|  | (2) | 寸法 | | ［幅　　m］×［長さ　　m］ |
|  |  | ➀ | 篩目 | ［　　］mm |
|  |  | ② | スクリーン | ［幅　　m］×［長さ　　m］ |
|  | (3) | 電動機 | | ［　　V］×［　　P］×［　　kW］ |
|  | (4) | 操作方式 | | ［　　］ |
|  | (5) | 主要部材質 | |  |
|  |  | ① | フレーム | ［　　］ |
|  |  |  | スクリーン | ［　　］ |
| 4) | 付属品 | | | ［　　］ |

### 圧縮梱包機

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| 1) | 形式 | | | ［　　］ |
| 2) | 数量 | | | ［　　］基 |
| 3) | 主要項目 | | |  |
|  | (1) | 能力 | | ［　　］t/h以上 |
|  | (2) | 寸法 | | ［幅　　m］×［長さ　　m］ |
|  |  | ➀ | 製品寸法 | ［幅　　m］×［長さ　　m］×［高さ　　m］ |
|  | (3) | 電動機 | | ［　　V］×［　　P］×［　　kW］ |
|  | (4) | 操作方式 | | ［　　］ |
|  | (5) | 主要部材質 | |  |
|  |  | ① | フレーム | ［　　］ |
| 4) | 付属品 | | | ［　　］ |

### 構造材保管ヤード

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 1) | 数量 | | ［　　］ |
| 2) | 構造 | | ［　　］ |
| 3) | 主要項目 | |  |
|  | (1) | 寸法 | ［幅　　m］×［奥行　　m］×［高さ　　m］ |
|  | (2) | 容量 | ［　　］m3 |

### 混合破砕物ヤード（土木建築工事に含む）

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 1) | 数量 | | ［　　］ |
| 2) | 構造 | | ［　　］ |
| 3) | 主要項目 | |  |
|  | (1) | 寸法 | ［幅　　m］×［奥行　　m］×［高さ　　m］ |
|  | (2) | 容量 | ［　　］m3 |

## 搬出設備（固形燃料成形設備）

### 固形燃料破砕機

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| 1) | 形式 | | | ［　　］ |
| 2) | 数量 | | | ［　　］基 |
| 3) | 主要項目 | | |  |
|  | (1) | 能力 | | ［　　］t/h以上 |
|  | (2) | 投入口(ﾎｯﾊﾟｰ)寸法 | | ［幅　　］×[長さ　　]×［高さ　　］ |
|  | (3) | 回転数 | | ［　　］min-1 |
|  | (4) | 駆動方式 | | ［　　］ |
|  | (5) | 電動機 | | ［　　V］×［　　P］×［　　kW］ |
|  | (6) | 操作方式 | | ［　　］ |
|  | (7) | 主要部材質 | |  |
|  |  | ① | ケーシング | ［　　］ |
|  |  | ② | 破砕刃 | ［　　］ |
| 4) | 付属品 | | | ［　　］ |

### 固形燃料破砕物コンベヤ

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| 1) | 形式 | | | ［　　］ |
| 2) | 数量 | | | ［　　］基 |
| 3) | 主要項目 | | |  |
|  | (1) | 能力 | | ［　　］t/h以上 |
|  | (2) | 寸法 | | ［幅　　m］×［長さ　　m］ |
|  |  | ① | ベルト幅 | 有効［　　］mm |
|  |  | ② | 水平長 | 約　［　　］m |
|  |  | ③ | 揚程 | 約　［　　］m |
|  |  | ④ | 傾斜角 | ［　　］度 |
|  | (3) | 速度 | | ［　　］m/min |
|  | (4) | 電動機 | | ［　　V］×［　　P］×［　　kW］ |
|  | (5) | 操作方式 | | ［　　］ |
|  | (6) | 主要部材質 | |  |
|  |  | ① | フレーム | ［　　］ |
|  |  | ② | ベルト | ［　　］ |
|  |  | ③ | シャフト | ［　　］ |
| 4) | 付属品 | | | ［　　］ |

### 固形燃料磁選機

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| 1) | 形式 | | | ［　　］ |
| 2) | 数量 | | | ［　　］基 |
| 3) | 主要項目 | | |  |
|  | (1) | 適用コンベヤベルト幅 | | ［　　］mm巾 |
|  | (2) | 操作方式 | | ［　　］ |
|  | (3) | 主要部材質 | |  |
|  |  | ① | フレーム | ［　　］ |
|  |  | ② | 磁石 | ［　　］ |

### 固形燃料定量供給機

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| 1) | 形式 | | | ［　　］ |
| 2) | 数量 | | | ［　　］基 |
| 3) | 主要項目 | | |  |
|  | (1) | 能力 | | ［　　］t/h以上 |
|  | (2) | 寸法 | | ［径　　m］×[高さ　　m] |
|  | (3) | 電動機 | | ［　　V］×［　　P］×［　　kW］ |
|  | (4) | 操作方式 | | ［　　］ |
|  | (5) | 主要部材質 | |  |
|  |  | ① | フレーム | ［　　］ |
| 4) | 付属品 | | | ［　　］ |

### 固形燃料成形機

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| 1) | 形式 | | | ［　　］ |
| 2) | 数量 | | | ［　　］基 |
| 3) | 主要項目 | | |  |
|  | (1) | 能力 | | ［　　］t/h以上 |
|  | (2) | 寸法 | | ［幅　　m］×［長さ　　m］×［高さ　　m］ |
|  |  | ➀ | 製品寸法 | ［径　　mm］×［長さ　　mm］ |
|  | (3) | 電動機 | | ［　　V］×［　　P］×［　　kW］ |
|  | (4) | 操作方式 | | ［　　］ |
|  | (5) | 主要部材質 | |  |
|  |  | ① | フレーム | ［　　］ |
| 4) | 付属品 | | | ［　　］ |

### 固形燃料製品コンベヤ

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| 1) | 形式 | | | ［　　］ |
| 2) | 数量 | | | ［　　］基 |
| 3) | 主要項目 | | |  |
|  | (1) | 能力 | | ［　　］t/h以上 |
|  | (2) | 寸法 | | ［幅　　m］×［長さ　　m］×［高さ　　m］ |
|  |  | ① | ベルト幅 | 有効［　　］mm |
|  |  | ② | フライト幅 | ［　　］mm |
|  |  | ③ | 水平長 | 約　［　　］m |
|  |  | ④ | 揚程 | 約　［　　］m |
|  |  | ⑤ | 傾斜角 | ［　　］度 |
|  | (3) | 速度 | | ［　　］m/min |
|  | (4) | 電動機 | | ［　　V］×［　P］×［　　kW］ |
|  | (5) | 操作方式 | | ［　　］ |
|  | (6) | 主要部材質 | |  |
|  |  | ① | フレーム | ［　　］ |
|  |  | ② | フライト | ［　　］ |
|  |  | ③ | ベルト | ［　　］ |
|  |  | ④ | チェーン | ［　　］ |
|  |  | ⑤ | シャフト | ［　　］ |
| 4) | 付属品 | | | ［　　］ |

### 固形燃料製品ヤード

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 1) | 数量 | | ［　　］ |
| 2) | 構造 | | ［　　］ |
| 3) | 主要項目 | |  |
|  | (1) | 寸法 | ［幅　　m］×［奥行　　m］×［高さ　　m］ |
|  | (2) | 容量 | ［　　］m3 |

## 換気、除塵、脱臭設備

### バグフィルター

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| 1) | 形式 | | | ［　　］ |
| 2) | 数量 | | | ［　　］基 |
| 3) | 主要項目 | | |  |
|  | (1) | 処理風量 | | ［　　］m3/min |
|  | (2) | 寸法 | | ［幅　　m］×［奥行　　m］×［高さ　　m］ |
|  | (3) | ろ布材質 | | ［　　］ |
|  | (4) | ろ布面積 | | ［　　］m2 |
|  | (5) | 耐圧 | | ［　　］Pa |
|  | (6) | 逆洗方式 | | ［　　］ |
|  | (7) | 粉塵排出方式 | | ［　　］ |
|  | (8) | 電動機 | | ［　　V］×［　　P］×［　　kW］ |
|  | (9) | 操作方式 | | ［　　］ |
|  | (10) | 主要部材質 | |  |
|  |  | ① | フレーム | ［　　］ |
| 4) | 付属品 | | | ［　　］ |

### 集塵ファン

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| 1) | 形式 | | | ［　　］ |
| 2) | 数量 | | | ［　　］基 |
| 3) | 主要項目 | | |  |
|  | (1) | 風量 | | ［　　］m3/min |
|  | (2) | 静圧 | | ［　　］Pa |
|  | (3) | 回転数 | | ［　　］min-1 |
|  | (4) | 電動機 | | ［　　V］×［　　P］×［　　kW］ |
|  | (5) | 操作方式 | | ［　　］ |
|  | (6) | 主要部材質 | |  |
|  |  | ① | フレーム | ［　　］ |
| 4) | 付属品 | | | ［　　］ |

### 好気性発酵処理設備脱臭ダクト

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 1) | 数量 | | ［　　］式 |
| 2) | 主要項目 | |  |
|  | (1) | 主要部材質 | ［　　］、［厚さ　　mm以上］ |

### 集塵ダクト

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 1) | 数量 | | ［　　］式 |
| 2) | 主要項目 | |  |
|  | (1) | 主要部材質 | ［　　］、［厚さ　　mm以上］ |

### 湿式集塵機

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| 1) | 形式 | | | ［　　］ |
| 2) | 数量 | | | ［　　］基 |
| 3) | 主要項目 | | |  |
|  | (1) | 処理風量 | | ［　　］m3/min |
|  | (2) | 寸法 | | ［幅　　m］×［奥行　　m］×［高さ　　m］ |
|  | (3) | 電動機 | | ［　　V］×［　　P］×［　　kW］ |
|  | (4) | 操作方式 | | ［　　］ |
|  | (5) | 主要部材質 | |  |
|  |  | ① | フレーム | ［　　］ |
| 4) | 付属品 | | | ［　　］ |

### 生物脱臭処理設備（土木建築工事に含む）

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 1) | 数量 | | ［　　］式 |
| 2) | 構造 | | ［　　］ |
| 3) | 主要項目 | |  |
|  | (1) | 寸法 | ［幅　　m］×［奥行　　m］×［高さ　　m］ |
|  | (2) | 容量 | ［　　］m3 |

6-1　モーター付きファン

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 1) | 形式 | | ［　　］ |
| 2) | 数量 | | ［　　］基 |
| 3) | 主要項目 | |  |
|  | (1) | モーター | ［　　］ |
|  | (2) | ファン方式 | ［　　］ |
|  | (3) | 電源 | AC440V　60Hz |
|  | (4) | 動力 | ［　　］kW |

## 付帯設備

### 水中ポンプ

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| 1) | 形式 | | | ［　　］ |
| 2) | 数量 | | | ［　　］基 |
| 3) | 主要項目 | | |  |
|  | (1) | 吐出量 | | ［　　］m3/min |
|  | (2) | 全揚程 | | ［　　］m |
|  | (3) | 電動機 | | ［　　V］×［　　P］×［　　kW］ |
|  | (4) | 主要部材質 | |  |
|  |  | ① | ケーシング | ［　　］ |
|  |  | ② | インペラ | ［　　］ |
|  |  | ③ | シャフト | ［　　］ |
|  | (5) | 操作方式 | | ［　　］ |
| 4) | 付属品 | | | ［　　］ |

### 高圧温水洗浄機

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 1) | 形式 | | ［　　］ |
| 2) | 数量 | | ［　　］基 |
| 3) | 主要項目 | |  |
|  | (1) | 寸法 | ［幅　　m］×［奥行　　m］×［高さ　　m］ |
|  | (2) | 吐出量 | ［　　］m3/min |
|  | (3) | 吐出圧力 | ［　　］Pa |
|  | (4) | 電動機 | ［　　V］×［　　P］×［　　kW］ |
|  | (5) | 操作方式 | ［　　］ |
|  | (6) | 主要部材質 |  |
| 4) | 付属品 | | ［　　］ |

### 高圧水ポンプ

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| 1) | 形式 | | | ［　　］ |
| 2) | 数量 | | | ［　　］基 |
| 3) | 主要項目 | | |  |
|  | (1) | 吐出量 | | ［　　］m3/min |
|  | (2) | 全揚程 | | ［　　］m |
|  | (3) | 電動機 | | ［　　V］×［　　P］×［　　kW］ |
|  | (4) | 主要部材質 | |  |
|  |  | ① | ケーシング | ［　　］ |
|  |  | ② | インペラ | ［　　］ |
|  |  | ③ | シャフト | ［　　］ |
|  | (5) | 操作方式 | | ［　　］ |
| 4) | 付属品 | | | ［　　］ |

### キュービクル

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 1) | 形式 | | ［　　］ |
| 2) | 数量 | | ［　　］基 |
| 3) | 主要項目 | |  |
|  | (1) | 寸法 | ［幅　　m］×［奥行　　m］×［高さ　　m］ |
|  | (2) | トランス | ［　　］ |

### 前・後処理設備制御盤

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 1) | 形式 | | ［　　］ |
| 2) | 数量 | | ［　　］基 |
| 3) | 主要項目 | |  |
|  | (1) | 寸法 | ［幅　　m］×［奥行　　m］×［高さ　　m］ |
|  | (2) | 設備容量 | ［　　］ |
|  | (3) | 電源 | ［　　］ |

### 固形燃料成形設備制御盤

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 1) | 形式 | | ［　　］ |
| 2) | 数量 | | ［　　］基 |
| 3) | 主要項目 | |  |
|  | (1) | 寸法 | ［幅　　m］×［奥行　　m］×［高さ　　m］ |
|  | (2) | 設備容量 | ［　　］ |
|  | (3) | 電源 | ［　　］ |

### 非常用電源用発電機

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 1) | 形式 | | ［　　］ |
| 2) | 数量 | | ［　　］基 |
| 3) | 主要項目 | |  |
|  | (1) | 容量 | ［　　］kVA |
|  | (2) | 電圧 | ［　　］V |
|  | (3) | 力率 | ［　　］% |
|  | (4) | 回転数 | ［　　］min-1 |
|  | (5) | 燃料 | ［　　］ |

## 雑設備

### 作業用重機及び運搬車両

　新施設の運営に必要な作業用重機及び車両は、全て建設事業者が準備すること。その場合の重機は、購入、リースのいずれでも構わないが、所有権またはリース契約者は、運営事業者とすること。

# 土木建築工事仕様

## 計画基本事項

### 計画概要

　本章で記載している内容については、基本的事項を定めるものであり、実施設計及び施工に際しては、本組合の意図を反映させ、機能性及び経済性の高い合理的な計画とすること。

1. 工事範囲
2. 工場棟　　　　　　　　　　1式
3. 事務所棟工事　　　　　　　1式
4. 外構工事　　　　　　　　　1式
5. 設計・確認申請　　　　　　1式
6. 防犯設備工事　　　　　　　1式
7. 工事範囲外
8. 造成工事　　　　　　　　　1式
9. 提示資料以外の汚染土壌分　1式
10. 電波障害対策工事　　　　　1式
11. ケーブルテレビ工事　　　　1式
12. 建設用地

　要求水準書添付資料1を参照すること。

1. 仮設計画

　建設事業者は、工事着工前に仮設計画書を本組合に提出し、承認を受けること。

1. 仮囲い

　工事区域を明確にし、工事現場内の安全と第三者の侵入を防ぐため、建設用地の必要箇所に仮囲いを施工すること。

1. 工事用電力、水及び電話

　引渡しまでの工事用電力、水及び電話は、建設事業者の負担にて関係官庁と協議の上、諸手続をもって手配すること。

1. 仮設道路

　仮設道路、駐車場については、本組合と協議の上、施工すること。

1. 仮設事務所

　本組合監督員用仮設事務所を建設事業者の負担で設置すること。事務所は、建設事業者仮設事務所との合棟でもよい。なお、建設事業者は、監督員用事務所に空調設備、衛生設備棟の建築設備及び電話等の建築電気設備を設けること。

1. 安全対策

　建設事業者は、その責任おいて工事中の安全に十分配慮し、工事車両を含む周辺の交通安全、防火及び防災を含む現場安全管理に万全の対策を講ずること。

　工事車両の出入口については、周囲の一般道に対して迷惑とならないよう配慮し、特に退出する工事車両に付着する泥を落とす設備を設けること。

　工事にあたり、車両等の通行に十分配慮すること。

1. 測量及び地質調査

　要求水準書添付資料6によること。また、必要に応じて、調査を実施すること。

1. 掘削工事

　地下掘削に伴う架設工事は、必要に応じて、掘削工事着工に先立ち地盤状況等の検討を十分に行い、工事の進捗状況に支障をきたさないようにすること。

### 施設配置計画

1. 一般事項
2. 施設内の工場棟及びトラックスケール等の配置については、日常の車両や作業員の動線を考慮して、合理的に配置するとともに、定期補修整備などの際に必要なスペースや機器の搬入手段にも配慮すること。
3. 建屋は、周辺の環境との調和を図り、施設の機能性、経済性及び合理性を追求し、かつ、将来への展望を十分に配慮して、廃棄物処理施設のイメージアップを図った建物とすること。
4. 管理居室部分は、機能を十分考慮するとともに、採光等を考慮して計画すること。
5. 車両動線計画
6. 構内道路は、搬出入車両が円滑な流れとなるような車両動線とすること。
7. 一般車両動線と搬出入車両動線を分離し、分離が不可能な場合は、事故等を防ぎ通行に配慮したものとすること。
8. 見学者動線計画
9. 見学者動線は、車両動線と極力交差しないように配慮し、交差する場合は、見学者及び作業員等の安全を確保できるように配慮したものとすること。

## 建築工事

### 全体計画

1. 設計方針
2. 新施設の建築計画は、明るく清潔なイメージ、機能的なレイアウト、より快適で安全な室内環境、各所に応じた耐久性に留意し、各部のバランスを保った合理的なものとする。
3. 一般の建築物と異なるため、これを機能的、かつ、経済的なものとするために、プラント機器の配置計画、構造計画並びに設備計画は深い連携を保ち、相互の専門的な知識を融和させ、総合的に見て、バランスのとれた計画とする。
4. 機種、機能、目的の類似した機器は、できるだけ集約して配置することにより、点検整備作業の効率化、緊急時に迅速に対処ができるよう計画すること。
5. 作業員の日常点検作業の動線、補修及び整備作業スペースを確保すること。
6. 地下に設置する諸室は、必要最小限にとどめるとともに、配置上、分散を避けること。
7. 見学者対応として、障害者、高齢者及び幼児等が安全に利用できるように通路の幅員及び勾配に余裕を持たせ、必要に応じて手摺、スロープ等を設置し、また、緊急時の避難に支障のないように検討する。また、見学者がプラントの主要機器等を快適で安全に見学できる配置を考慮すること。
8. 法規・基準・規則は、「第1章　総則　第12節　その他」に示した関係法令等による他、下記規格等を遵守すること。
9. 建築基礎構造設計規準・同解説
10. 日本建築学会規定及び鋼構造設計規準
11. 国土交通省大臣官房官庁営繕部監修公共建築工事標準仕様書
12. その他関係法令及び規格基準
13. 平面計画

　新施設は、各種設備で構成され、プラント機器を収容する各室は処理フローの流れに沿って効率的に設けられること。これに付随して、作業員のための諸室（操作室、事務室、便所等）、見学者用スペースなどを有効に配置すること。

　これらの諸室は、平面的だけでなく、配管、配線、ダクト類の占めるスペースや機器の保守点検に必要な空間を含め、立体的な捉え方でその配置を決定すること。

### 構造計画

1. 基本方針
2. 建築物は、上部・下部構造とも十分な強度を有する構造とすること。
3. 耐震安全性の分類は、構造体Ⅲ類（重要度係数1.0）、建築非構造部材B類、建築設備乙類とすること。
4. 振動を伴う機械は、十分な防振対策を行うこと。
5. 基礎構造
6. 建築物は、地盤条件に応じた基礎構造とし、荷重の遍在による不等沈下を生じない基礎計画とすること。
7. 杭の工法については、荷重条件、地質条件、施工条件等を考慮し、地震等、風圧時の水平力も十分検討して決定すること。
8. 躯体構造
9. 重量の大きな機器を支持する架構は、十分な強度、剛性を保有し、地震時にも十分安全な構造とすること。
10. 架構は、強度、剛性を保有するとともに軽量化に努め、地震時の変位も有害な変形にならない構造とすること。
11. 一般構造
12. 屋根
13. 屋根は、十分な強度を有するものとし、軽量化に努めること。
14. 気密性を確保し、悪臭の漏れない構造とするとともに、採光に配慮し、換気装置を設けるものとし、雨仕舞と耐久性に配慮すること。
15. 屋根は、風圧や機器荷重に対し、十分な強度を有するものとする。
16. エキスパンションジョイント部は、漏水がなく、接合部の伸縮に十分対応でき、経年変化の少ない構造とすること。
17. 外壁
18. 構造耐力上、重要な部分及び遮音性能が要求される部分は、原則としてRC造とすること。
19. 外壁は、気密性を確保し、悪臭の漏れない構造とすること。
20. 床
21. 重量の大きな機器や振動を発生する設備が載る床は、床板を厚くし、または小梁を有効に配置するなど配慮して構造強度を確保すること。
22. 清掃・水洗等を考慮した構造とすること。
23. 内壁
24. 各室の区画壁は、要求される性能や用途上生じる要求(防火、防臭、防音、耐震及び防煙)を満足するものとすること。
25. 不燃材料及び防音材料などは、それぞれ必要な機能を満足すること。
26. 建具
27. 外部に面する建具は、台風時の風圧や降雨に耐えるものとすること。
28. ガラスは十分な強度を有し、台風時の風圧にも耐えるものとするとともに、管理上、機能上、方針上等の条件を考慮して選定すること。
29. 建具（窓）のうち、特殊な箇所を除き、窓建具はアルミ製とすること。また、原則として、ガラス窓は内外側とも清掃可能なものとすること。
30. 建具（扉）は、必要に応じ、室名札等の表示を行うこと。

### 仕上計画

1. 外部仕上
2. 立地条件及び周辺環境に配慮した仕上計画とし、違和感のない、清潔感のあるものとすること。
3. 原則として建屋の外壁は、［　　］仕上とすること。
4. 材料は、経年変化が少なく、耐久性及び防水性の高いものとすること。
5. 内部仕上
6. 各部屋の機能及び用途に応じて、必要な仕上を行うこと。
7. 薬品、油脂の取扱い、水洗等それぞれの作業に応じて、必要な仕上計画を採用し、温度及び湿度等環境の状況も十分考慮すること。
8. 各居室部の内部に使用する建材は、VOCを含有していないものを使用すること。
9. 寒冷対策
10. 施設内配置計画にあたっては、冬季における風向・風速について考慮すること。
11. 建築物の壁等には、必要に応じて断熱材を使用し、防寒、結露対策を講じること。
12. 建築設備の機器及び配管は、必要に応じて凍結対策に配慮すること。
13. 外部に面する建具、屋外に設ける階段、タラップ等は、積雪・凍結対策に配慮すること。

### 建築仕様

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| 1) | 工場棟 | | |  |
|  | (1) | 構造 | | ［　　］ |
|  | (2) | 外壁 | | ［　　］ |
|  | (3) | 屋根 | | ［　　］ |
|  | (4) | 建屋規模 | |  |
|  |  | ① | 建築面積 | ［　　］m2 |
|  |  | ② | 建築延床面積 | ［　　］m2 |
|  |  | ③ | 軒高 | ［　　］m |
|  |  | ④ | 最高の高さ | ［　　］m |
| 2) | 事務所棟 | | |  |
|  | (1) | 構造 | | ［　　］ |
|  | (2) | 外壁 | | ［　　］ |
|  | (3) | 屋根 | | ［　　］ |
|  | (4) | 建屋規模 | |  |
|  |  | ① | 建築面積 | ［　　］m2 |
|  |  | ② | 建築延床面積 | ［　　］m2 |
|  |  | ③ | 軒高 | ［　　］m |
|  |  | ④ | 最高の高さ | ［　　］m |

## 外構工事

### 外構工事

　外構施設については、敷地の地形、地質及び周辺環境との調和を考慮した合理的な内容とし、施工及び維持管理の容易さ、経済性を検討した計画とすること。

1. 構内道路及び駐車場
2. 十分な強度と耐久性を持つ構造及び無理のない動線計画とし、必要箇所に白線、道路標識を設け、車両の交通安全を図ること。
3. 構内道路の設計は、構内舗装・排水設計基準（国土交通省大臣官房官庁営繕部建築課）によること。
4. 交通量の区分　N3交通
5. 設計CBR　［CBR試験による］
6. 構内雨水排水工事

　敷地内に適切な排水設備を設けること。

1. 植栽・芝張り工事

　原則として、敷地内空き地は高木・中木・低木・芝張り等により良好な環境の維持に努めること。

1. 囲障工事

　敷地内の必要箇所にフェンス及びガードレール等を配置すること。

1. 屋外灯工事

　敷地内の必要箇所に屋外灯を設置すること。

### 工事仕様

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| 1) | 杭工事 | | |  |
|  | 工法等については、実施設計時に協議し、構造等の諸条件を満たすこと。 | | | |
| 2) | 構内道路工事 | | |  |
|  | (1) | 構造 | | ［アスファルト舗装］ |
|  | (2) | 舗装仕様 | |  |
|  |  | ① | 舗装厚 | ［　　］cm |
|  |  | ② | 路盤厚 | ［　　］cm |
| 3) | 駐車場工事 | | |  |
|  | 構内に場内の作業員、事務員及び見学者用の駐車場を設置すること。 | | | |
|  | (1) | 構造 | | ［アスファルト舗装］ |
|  | (2) | 計画台数 | |  |
|  |  | ① | 乗用車 | ［　　］台 |
|  |  | ② | 大型バス | ［　　］台 |
|  | (3) | 舗装仕様 | |  |
| 4) | 構内雨水排水設備工事 | | |  |
|  | 構内の道路、建屋及び屋根などの雨水は、調整池へ連絡の上、場外へ排水すること。 | | | |
| 5) | 植栽・芝張り工事 | | |  |
|  | 植栽面積・植栽仕様については、実施設計時に協議、決定するものとする。 | | | |
| 6) | 囲障工事 | | |  |
|  | (1) | 門柱 | |  |
|  |  | ① | 基数 | ［　　］基 |
|  |  | ② | 構造 | ［　　］製 |
|  |  | ③ | 仕上 | ［　　］ |
|  |  | ④ | 幅高さ | ［　　m］×［　　m］ |
|  | (2) | 門扉 | |  |
|  |  | ① | 材料 | ［　　］ |
|  |  | ② | 幅高さ | ［　　m］×［　　m］ |
|  | (3) | フェンス | |  |
|  |  | ① | 材料 | ［　　］製 |
|  |  | ② | 高さ | ［　　］m |
| 7) | 屋外灯工事 | | |  |
|  | (1) | 形式 | | ［　　］ |
|  | (2) | 基数 | | ［　　］基 |
|  | (3) | 消費電力 | | ［　　］W/基 |

## 建築機械設備工事

　建築機械設備工事は、関係法令に適合したものであること。本要求水準書に記載されていない事項は、「公共建築工事標準仕様書（機械設備工事編）」（国土交通省大臣官房官庁営繕部）及び同標準図によるものとする。

　建築機械設備は次のとおりとし、各設備の内容は建築機械設備計画一覧表を作成し、本組合に提出すること。

1. 空気調和設備　　　　1式
2. 換気設備工事　　　　1式
3. 給排水衛生設備工事　1式
4. 消火設備工事　　　　1式
5. 給湯設備工事　　　　1式

### 空気調和設備工事

　本設備は、新施設の必要な各室を対象とする。

### 換気設備工事

　本設備は、新施設の必要な各室を対象とする。

### 給排水衛生設備工事

　本設備は、新施設の必要な各室を対象とする。

1. 給水設備工事

　本工事は、手洗、便所、飲料水などに必要な用水を給水設備から必要箇所まで給水するものとする。

1. 給水の用途は、下記に示すとおりとする。

|  |  |
| --- | --- |
| 項目 | 用途 |
| 生活用水 | 飲料用、洗面用等 |
| プラント用水 | 床洗浄用、散水用等 |

1. 衛生器具設備工事

　必要な箇所に衛生器具及び水栓類を設置すること。

1. 合併処理浄化槽設備工事　1式

### 消火設備工事

　所轄消防署の指導に基づき各消防設備を設置すること。

### 給湯設備工事

　本工事は、温水を手洗及び足洗場など必要な箇所に給湯するものとする。手洗には、混合水栓を設置すること。

## 建築電気設備工事

　本設備は、キュービクル2次側以降の各建築電気設備工事とする。

　建築電気設備工事は、関係法令に適合したものであること。本要求水準書に記載されていない事項は、「公共建築工事標準仕様書（電気設備工事編）」（国土交通省大臣官房官庁営繕部）及び同標準図によるものとする。

　建築電気設備は次のとおりとし、各設備の内容は建築電気設備計画一覧表を作成し、本組合に提出すること。

1. 動力設備工事　　　　　　1式
2. 照明コンセント設備工事　1式
3. その他工事　　　　　　　1式

### 動力設備工事

　本設備は、建築設備の各種ポンプ、送排風機、空調、給水及び排水設備等に含まれる電動機類の電源設備とすること。

### 照明コンセント設備工事

　本設備は、作業の安全及び作業能率と快適な作業環境の確保を考慮した設計とすること。

1. 非常用照明及び誘導灯は、建築基準法及び消防法に準拠して設置すること。
2. 照明器具は、用途及び周囲条件により、防湿、防水、防塵タイプを使用すること。なお、破損の危険性がある箇所は、ガード付きとすること。
3. コンセントは、維持管理性を考慮した個数とし、用途及び使用条件に応じて、防雨、防爆、防湿型とすること。

### その他工事

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 1) | 自動火災報知器設備工事 | |  |
|  | 消防法に準拠し、自動火災報知器設備を必要な箇所に設置すること。 | | |
| 2) | 電話設備工事 | |  |
|  | 必要な箇所に電話を設置し、外線並びに内線通話を行う。電話機本体、電話集合装置及び配管などの一切を施工すること。 | | |
|  | (1) | 外線用 | ［　　］回線 |
|  | (2) | 内線用 | ［　　］回線 |
|  | (3) | 配管配線工事 | 1式 |
| 3) | インターホン設備工事 | |  |
|  | 来客者の応答用に門扉と管理棟事務室を相互に連絡可能とすること。 | | |
|  | (1) | 形式 | ［相互通話式］ |
| 4) | テレビ共聴設備工事 | |  |
|  | ケーブルテレビ工事を施工するための電気配管工事（空配管工事）を行うこと。 | | |
| 5) | 自動体外式除細動器（AED） | |  |
|  | AEDの適正配置に関するガイドライン（一般財団法人日本救急医療財団：平成30年12月25日）等を参考に、必要な箇所にAEDを設置すること。 | | |
| 6) | 太陽光発電設備 | |  |
|  | 太陽光発電設備を設置し、また、見学者に対する環境学習を目的とし、見学者説明用の表示装置を設置すること。 | | |
| 7) | 避雷針設備工事 | |  |
|  | 建築基準法に従い、避雷針を設置すること。 | | |
|  | (1) | 設置基準 | 建築基準法により高さ20mを超える建築物を保護すること。 |
|  | (2) | 仕様 | JIS A 4201避雷針基準によること。 |
|  | (3) | 数量 | 1式 |
| 8) | 火災通報設備工事 | |  |
|  | 必要に応じて、消防署への火災通報設備を設けること。 | | |
| 9) | 防犯整備設備工事 | |  |
|  | 必要に応じて、防犯上の警備設備の設置が可能なように電気配管工事（空配管工事）を行うこと。 | | |